重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル (仮称) 新築工事に伴う 基本設計及び実施設計委託の公募型建築プロポーザル説明書

1 趣 旨

三原内港は、昭和50年(1975)の山陽新幹線の三原駅停車に伴い、四国や瀬戸内の島々への旅客専用港としてほぼ現在の形に整備され、市中心部における海上交通の拠点として重要な役割を担ってきました。

一方、近年では、社会情勢の変化に伴う航路利用者の減少や港湾施設の老朽化、市中心部における港を活用したにぎわいの創出や魅力的な都市景観づくり等の課題への対応、さらに直近では、観光航路の新設や佐木島での観光活性化等による観光振興に資する受入環境の充実が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、三原内港再生に向けて目指すべき姿を具象化するとともに、取組内容を取りまとめたアクションプランである「三原内港再生実施計画」の中で港全体や3つの港湾機能(航路機能、公園機能、イベント広場機能)の全体像や基本事項に基づき、施設整備を図ることとしています。

このうち旅客ターミナルについては、施設の老朽化や再整備を求められている状況(①位置は航路利用者が安全快適に利用しやすいよう動線に配慮、②航路利用者だけでなく港を訪れる人々が利用できるよう必要施設を配置し機能を確保、③市中心部のにぎわいづくりや景観形成に向けた快適に過ごせる開放的な空間の確保)に対応するため建替えることとしています。

以上のことから、旅客ターミナルの設計者及び内港全体(パーク)のデザイン監修者の選定にあたり、 公募型建築プロポーザル方式により、技術力や創造力はもとより柔軟な発想力にも優れた設計者を広く 募集します。

【審査部会長からのメッセージ】

海と山の道の接点であった三原の港は、室町時代から「三原浦」として交易が盛んでした。工業の発展で、1975年に三原旅客ターミナル周辺が整備され、JR駅と港の間の商店街が賑わい、海上交通網の拠点となりましたが、地域工場の縮小・閉鎖にともない、2021年には大型カーフェリーが廃止、小型旅客船中心となったことから、港の役割は変わってきています。こうした状況を背景に、今回のプロポーザルでは、三原や瀬戸内のこれからの暮らしにふさわしい新しい港の姿を求めています。

高校生をはじめ、日々旅客船を利用する住民や観光客など、さまざまな人が港を眺めながらともに時間を過ごせる居場所づくり。三原から島へ向かう、あるいは島から三原を訪れる人にとって、安らぎと期待をもたらす顔となるような風景。地域住民が日々の散歩、マーケットやイベントができる広場。皆が瀬戸内の文化や暮らしの豊かさを感じ、憩い、集まり、出会うことのできる交流拠点としてのターミナルそしてパークとはなにか。

多くのみなさんがこのプロジェクトに共感し、三原を訪れて港の風を感じ、この地域に期待される 新しい港の姿を描いてくださることを願っています。

貝島 桃代

2 業務の概要

(1)業務名

重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル (仮称) 新築工事に伴う基本設計及び実施設計 委託

(2) 業務内容等

- ア 業務内容 重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル (仮称) 新築工事に伴う基本設計及 び実施設計 (旅客ターミナルに近接する連絡通路、駐輪場の基本設計及び実施設計を 含む)
- イ 業務場所 三原市城町三丁目 19-20 外
- ウ 履行期間 契約締結の翌日~令和8年1月30日(金)
- エ そ の 他 本業務の設計者には、別途、土木建設コンサルタントに発注する予定の内港全体 (パーク) の基本設計及び実施設計業務におけるデザイン監修をしていただく見込みです。

(3)参考業務規模

本業務の参考業務規模は、25 百万円程度(税込み)を上限としています。(「(2) エ その他」のデザイン監修費用は含みません。)

(4) 設計方針等

ア 特記仕様

- (ア) 建築物についての設計条件は別紙 10─1「建築設計業務委託特記仕様書(案)」のとおりです。
- (イ) 内港全体 (パーク) のデザインについての設計条件は別紙 11-1 「事業計画概要 (周辺の港湾施設)」のとおりです。

イ 建設工事費

建設工事費は、約550百万円(税込み)(旅客ターミナルの建築工事、各種設備工事、外構工事 (旅客ターミナル建設範囲部分に限る。))を想定しており、設計金額をこの工事費内に納めてくだ さい。(特殊基礎(杭等)、既存旅客ターミナル(外構を含む)の解体工事及び太陽光発電設備工事 は含みません。また、物価上昇など社会情勢の変化は考慮していません。)

なお、内港全体 (パーク) の建設工事費は含みません。

また、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に上記工事費内に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意してください。

ウ 評価テーマ

① テーマ1:「にぎわいづくりに寄与し港が感じられる景観を形成する施設づくり」について

三原内港においては、港の散歩や海を眺めることなどにより、訪れるだけで楽しめる場所づくりを進めることで、港を含む市中心部のにぎわいづくりに寄与するとともに、市中心部において港が身近にあることが感じられる景観を形成することが求められています。なお、三原内港再生実施計画にあるように、市中心部と港をつなぐ、景観の軸としてのペアシティ中央ロードとにぎわいづくりの軸としてのマリンロード及び帝人通りを通じて市街全域に効果が波及することが期待されています。

にぎわいづくりに寄与するとともに、開放的な海のイメージをデザインに取り入れつつ港と 街が一体的に感じられるような魅力的な旅客ターミナル・パークを提案してください。

② <u>テーマ2:「港を訪れた誰もが港内の回遊ができ快適に安心して過ごせる施設づくり」について</u>

内港全体(パーク)がまるで緑地や公園のように、こども、高齢者、障がいのある人、外国人など多様なライフスタイルを持つ誰もが周辺エリアから港に入り、海を感じながら港内を歩いて回遊できるよう動線(遊歩道)を確保するとともに、誰もが安心して訪れることができるようバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した内港施設の配置や整備を行う必要があります。

また、旅客ターミナルについても、航路利用者だけでなく、港を訪れた誰もが利用しやすいよう、動線やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

多様なライフスタイルを持つ誰もが海を豊かに感じられる開かれた環境の実現を通じて、多くの人に親しまれるターミナル・パークを提案してください。

③ テーマ3:「魅力的でありかつ合理的で実現性の高い施設づくり」について

旅客ターミナル・パークは魅力的でかつ回遊性や安全性も併せ持つ施設づくりが求められる一方で、限りある予算や目指している工事完成時期を見据えて、着実に整備を進めていく必要があります。また、その整備した施設の魅力等を持続可能なものとするため、維持管理のしやすさにも配慮する必要があります。さらに、旅客ターミナルの建替えを含む内港全体(パーク)の整備工事を滞りなく進めていくためには、通常通り運航されている旅客船利用者の利便性を損ねることのないよう配慮することも求められます。

こうした点を踏まえて、合理的でかつ十分に実現性のある旅客ターミナル・パークの提案をしてください。

エ 提案における留意事項

テーマの検討にあたっては、提案内容をより有効なものとするものとするため、ランドスケープの専門家等(登録ランドスケープアーキテクト(RLA)等)の意見や助言を積極的に取り入れること等が考えられます。

また、提案にあたっては次の計画も参考にしてください。

• 「三原内港再生実施計画」

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/miharanaikou.html

・「三原市都市計画マスタープラン」

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/31/master-plan.html

·「第2期三原市中心市街地活性化基本計画」

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/155059.html

3 審査方法

審査は2段階選抜方式とします。

審査段階	審査の方法	選定	
1 发宝木	参加表明書及び簡易提案書(以下「参加表明	5 者程度を選定	
1次審査	書等」という。) により審査を行います。		
0 歩宏木	技術提案書のプレゼンテーション及び質疑	性学老巫が发与老女 1 老大性学	
2次審査	応答により審査を行います。	特定者及び次点者各1者を特定	

各審査段階の詳細は、「9 1次審査」及び「11 2次審査」をご覧ください。

4 日程

項目	日 程
公募型建築プロポーザル 公示	令和6年5月15日(水)
質問書提出期限	令和6年5月28日(火)
参加表明書等の提出期限	令和6年6月24日(月)
1 次審査の結果発表	令和6年7月中旬

技術提案書の提出期限	令和6年8月28日(水)	
2次審査(公開ヒアリング)	令和6年9月9日(月)	
2次審査の結果発表	令和6年9月下旬	

5 建築設計者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、広島県建築設計者選定委員会三原旅 客ターミナル審査部会(委員は別紙1を参照)が行います。

6 担当課

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町1丁目1-20 いよぎん広島ビル6階

広島県土木建築局営繕課(営繕企画グループ)

電話:082-513-2311 ファクシミリ:082-224-6411

電子メール: doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

※本プロポーザルに関しての問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

7 参加表明書の提出者の資格要件

(1)参加に対する制限

- ア 本プロポーザルには、単体事務所又は設計共同体が参加できるものとします。なお、参加表明書等の提出は、1単体事務所につき1申請(設計共同体の場合は1設計共同体について1申請)とします。
- イ 単体事務所又は設計共同体は、業務の一部を協力事務所に再委託することができます。ただし、 総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 単体事務所又は設計共同体の構成員は、他の設計共同体の構成員、又は、他の単体事務所若しく は他の設計共同体の協力事務所として、本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 本建築設計者選定委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書等の提出者に要求される資格

ア 単体事務所の場合

- (ア) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- (イ) 広島県の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けていること。

ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに 令和4年9月26日付け広島県告示第738号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受けるこ とを条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う(入札参加資格の認定を受けてい ない者の認定申請は、1次審査結果の発表後(令和6年7月中旬以降)に受付を行います)。

- (ウ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- (エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 構成員の数は2者であること。
- (イ)構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)は、設計共同体において中心的役割を担う履 行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 構成員(代表構成員を含む。)は、ア(ア)から(オ)に掲げる条件を全て満たす者であること。

(3) 配置する技術者に要求される資格

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第 14 条に基づく管理技術者(以下「管理技術者」という。) 1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。

ただし、単体事務所の場合は、管理技術者と総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者(以下「総合主任担当技術者」という。)のみ、兼務することを可とする。

また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容				
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計を				
松公口	とりまとめる設計				
構造	建築物の構造に関する設計				
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計				
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計				
積算	建築物の各分野における設計に関する積算				

- 注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を 担う者とします。
- ウ 管理技術者は参加表明者の組織(設計共同体の場合は代表構成員に限る。)に所属していること。 総合主任担当技術者は、参加表明者の組織(設計共同体の構成員を含む。)に所属していること。
- エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支 えない

(4)協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外措置を受けていないこと。なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

8 参加表明書の作成等

(1)参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和6年5月16日(木)~令和6年6月24日(月)

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。以下同じ。)してください。 提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の広島県の休日を定める条例(平成元年条例第2号)に基づく県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日9時から17時までとします。(郵送の場合には令和6年6月24日(月)17時必着とします。)

ウ 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1から様式5) を各1部(左綴じ)、簡易提案書(様式6) を15 部(カラー使用可)及び電子データ(様式1から様式5: Excel、添付資料: PDF、様式6: PDF) をCD-R に保存したもの1部を揃えて、提出してください。

なお、簡易提案書(様式6)の1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの14 部及び全ての表面には提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)はしないでください。

(イ)設計共同体の場合には、設計共同体結成届(様式7から様式9)を各1部(左綴じ)、及び電子データ(様式7及び様式9:Excel、様式8:PDF)をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、併せて提出してください。

(2) 記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によってください。

文章の文字サイズは 10.0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

簡易提案書(様式6)の作成に当たっては、プロポーザルの主旨に沿い、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図等の使用は認めます。

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすること があります。

ア 参加表明書

(ア)様式1(参加表明書)

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。 なお、広島県の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント等業務(建築関係建設コンサルタ ント業務分野)の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る入札参加資格の認定を受けている場合 は、登録番号を記載してください。

(イ) 様式2 (提出者(設計事務所)の経歴等)

提出者(設計共同体の場合は構成員ごと)について、次のとおり記載してください。 設計共同体の場合は、構成員の名称も記載してください。

① 名称

提出者(設計共同体の場合は、設計共同体)の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成 26 年 5 月以降の業務で公示日までに業務完了しているもの実績を、1 件記載 してください。

(ウ) 様式3 (管理技術者の経歴等)

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類(免許証 の写し等)を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成 26 年 5 月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を、1 件記載してください。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙5に掲げる受賞歴(建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。また、公的又は公益的機関が行う設計プロポーザルでの特定・入選についても対象としません。以下「受賞歴」という。)があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの(賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等)を添付してください。

なお、受賞歴は3件まで記載してください。

(エ) 様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5 (主任担当技術者の経歴等)

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

「③ 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載してください。

<u>内容に相違がないことを証明者の責任において確認することとし、当該資格を証明する書類</u> (資格者証の写し等)の添付は求めません。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格		
₩ Δ	一級建築士		
総合 	二級建築士		
	構造設計一級建築士		
構造	一級建築士		
	二級建築士		
	設備設計一級建築士		
	一級建築士、建築設備士、		
電気	技術士(業務に係るものに限る※1)		
	一級電気工事施工管理技士		
	二級電気工事施工管理技士		
	設備設計一級建築士		
機械	一級建築士、建築設備士、		
	技術士 (業務に係るものに限る※2)		

	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士
積算	建築コスト管理士
恨 异	建築積算士

- ※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子 部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る)に合 格したものに限る。
- ※2 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門 (選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る)、上下水道部門、衛生工学部門 又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門(「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る)、 上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る)に合格したものに限る。

(オ) 様式5 (協力事務所の名称等)

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。

(カ) 様式6 (簡易提案書 (業務実施方針及び手法))

(書式A4用紙1枚片面、字の大きさ10.0 ポイント以上、図化表現可能、カラー使用可能)業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項(コスト管理、デジタル技術の活用など。評価テーマに対する内容は除く。)を簡潔に記述してください。また、「2(4)ウ 評価テーマ」の3つのテーマに対応した計画の考え方について明確に記述してください。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、その旨を明記してください。

イ 設計共同体結成届

(ア) 様式7 (設計共同体結成届)

設計共同体でプロポーザルに参加する場合(以下「設計共同体の場合」という。)に作成してください。

(イ)様式8(設計共同体協定書)

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

(ウ) 様式9 (設計共同体の取組体制)

担当分野ごとに、代表構成員・代表構成員を除く構成員・(協力事務所)の欄に所属及び管理技術者又は主任担当技術者の氏名を記入してください。

9 1次審査

建築設計者選定委員会において、提出された参加表明書等の評価を行い、2次審査に進む1次審査通 過者を選定します。

(1) 評価基準等

ア 1次審査の評価基準等

別紙2「1次審査の評価基準」のとおりです。

イ 1次審査通過者の選定者数

5者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

令和6年7月中旬

1次審査通過者には直接通知し、2次審査の案内を併せて行います。

なお、選定結果(選定された提出者名)は別紙6の様式で、1 次審査通過者を県ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(3) 非選定理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、1次審査通過者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知します。
- イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第2号)に基づく県の休日を除く。以下、「休日」という。)以内に、書面(様式は自由)により、広島県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日(休日を除く)以内に書面により行います。
- エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。
- (ア) 受付場所 担当課に同じ
- (イ) 受付時間 9時から17時まで(休日を除く)

10 技術提案書の作成等

(1)技術提案書の提出

1次審査通過者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 受付期間

令和6年7月25日(木)~令和6年8月28日(水)

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。 持参される場合は受付期間の休日を除く毎日9時から17時までとします。(郵送の場合には令和6年8月28日(水)17時必着とします。)

ウ 提出書類

(ア) 技術提案書(様式10) を1 部、技術提案書(様式11, 様式12) を15 部(左綴じ、カラー使用可)、技術提案書(様式11(A2拡大版))を1部及び電子データ(様式10、様式12: Excel、様式11: PDF)をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

なお、技術提案書(様式11)の1部の裏面には提出者名を記載することとし、残りの14部及び全ての表面には提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)はしないでください。

また、技術提案書(様式 11 (A 2 拡大版))の裏面には提出者名を記載することとし、表面には提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)はしないでください。

(イ) 広島県の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、令和5・6年度 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」に提出してください。提出書類を審査した

うえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。<u>(入札参加資格の認定を受けて</u>いない者の認定申請は、1次審査結果の発表後(令和6年7月中旬以降)に受付を行います)。

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ (082-513-3821) にお問い合わせください。

なお、<u>技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポー</u> ザルへの参加資格要件はないものとします。

県HP:<u>https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html</u>

(2) 記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によってください。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

技術提案書(様式11)の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則としますが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。(引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。)

提出書類について、この説明書及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすること があります(別紙4「評価要領」を参照してください)。

ア 技術提案書

(ア)様式10(技術提案書)

提出者及び作成者を記載してください。

(イ) 様式 11 (評価テーマに対する提案)

カラー使用可とし、評価テーマについて、A3用紙2枚(2枚とも片面、横使い)にまとめてください。

「2 (4) ウ 評価テーマ」の3つのテーマに対する技術提案を記述してください。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、その旨を明記してください。

(ウ) 様式 12 (概算工事費等)

概算工事費、概算工事費内訳、構造種別、施工床面積等を様式に従い記入してください。 (必ずすべて記入してください。)

11 2次審査

1次審査通過者について、建築設計者選定委員会でヒアリングを実施した上で、提出された技術提案 書の評価を行い、設計者の候補者(以下「候補者」という。)として、特定者1名、次点者1名を特定します。

(1) ヒアリングの実施

令和6年9月9日(月)

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行います。なお、ヒアリングは 公開で行います。

ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に 係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリ ングを辞退した者は除きます。

ヒアリングの詳細は、1次審査通過者に別途連絡します。

なお、ヒアリング会場において、様式11(A2拡大版(2枚))を掲示し、公表する予定です。

(2) 2次審査の評価基準等

別紙3「2次審査の評価基準」のとおりです。

(3) 特定結果の公表

令和6年9月下旬

なお、特定結果(特定された提出者名等)は別紙7の様式で、簡易提案書(様式6)及び技術提案書の一部(様式11)と合わせて県ホームページに掲載するなど、公表することとしています。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定 理由)を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日(休日を除く)以内に、書面(様式は自由)により、広島県知事に対して非特定理由について説明を求めることができます。

- ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日 (休日を除く) 以内に書面によって行います。
- エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおりです。
- (ア)受付場所 担当課に同じ
- (イ) 受付時間 9時から17時まで(休日を除く)

12 現地調査

敷地内を見学するための現地調査日は設けません。現地を見学することは常時可能ですが、見学する 場合は、周辺住民や施設利用者の皆様等への配慮をお願いします。

なお、施設管理者へ直接問い合わせすることは厳に禁止します。

13 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

令和6年5月16日(木)から令和6年5月28日(火)まで (郵送、ファクシミリ又は電子メールの場合は令和6年5月28日(火)17時必着とします。)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、県ホームページ上に掲載します。 なお、最終回答は、令和6年6月6日(木)までに県ホームページ上に掲載します。

14 契約書作成の要否等

本業務の契約は、県と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成する

ものとします。「契約書(案)」等、「建築設計業務委託特記仕様書(案)」及び「委託範囲及び設計図作成要領」は別紙8-1から別紙8-3、別紙9及び別紙10のとおりです。

15 その他の留意事項

- (1) 本業務によって設計される工事については、設計者に設計意図伝達業務等を別途委託する予定としています。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3)業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。
- (4) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の 通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (5) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に 係る費用として、10万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリ ングを辞退した者は除きます。
- (7) 提出された参加表明書等は返却しません。
- (8) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (9) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。 ただし、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (10) 県は、本プロポーザルについて、公表(ホームページ等)や技術提案書等の展示などを行う予定です。なお、2次審査(公開ヒアリング)実施日の1週間程度前から2次審査当日まで、三原市内において技術提案書(様式11)を掲示等により公表する予定としています。
- (11) 提出された簡易提案書(様式6)及び技術提案書の一部(様式11)は、技術提案書の特定後、特定 及び次点に限らず、すべて県ホームページ等に掲載することとしています。
- (12) 参加表明書等の提出は、1参加企業につき1申請(設計共同体の場合は1設計企業体について1申請)とします。
- (13) 提出期限以降における参加表明書等の差替え及び再提出は認めません。 また、参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (14) 参加表明書等に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、 虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (15) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。
- (16) 特定者は、県からの要請を受けた場合、県内の建築に関係する学生(若干名)をインターンシップ 等の枠組みを利用し事務所に受け入れ、本業務に関する事務において勉学の場を提供するものとしま す。
- (17) 本業務を受注した建設コンサルタント等(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

- (18) 本建築設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。
- (19) 技術提案書(様式 11) の作成にあたっては、「2 業務の概要(4)設計方針等」を参考としてください。なお、各提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。ただし、設計金額は予定工事費内に納めてください。
- (20) 提出者(提出を予定している者を含む。)又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、建築設計者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (21) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (22) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して県は一切の責任を負わないものとします。
- (23) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「9 1次審査(3)イ」、「11 2次審査(4)イ」 以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承願います。

別紙 1 広島県建築設計者選定委員会三原旅客ターミナル審査部会委員一覧

委員区分	氏 名	役 職 等	備考
外部委員	かいじま ももよ 貝島 桃代	スイス連邦工科大学チューリッヒ校 教授 アトリエ・ワン 共同主宰	建築設計
外部委員	たがはま のぶたか 長濱 伸貴	神戸芸術工科大学 教授 株式会社E-DESIGN 代表取締役	ランドスケープ アーキテクト
外部委員	が野田 泰明	東北大学大学院 教授	都市・建築計画
外部委員	前田 圭介	近畿大学工学部 教授 株式会社UID 主宰	建築設計
外部委員	やまもと あきひろ 山本 章博	三原市 建設部長	港湾・土木行政
内部委員	まかり たかし 新村 貴史	広島県土木建築局 空港港湾担当部長	港湾・土木行政
内部委員	madit みつる 川畠 満	広島県土木建築局 建築技術担当部長	都市・建築行政

1 次審査の評価基準 【三原旅客ターミナル(仮称)】

評価項目	三原派各ダーミナル(1以称) 評価の着目点			
	提出者の平成 26 年 5 月以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 1 件を対象とする。)			
	技術者の資格		主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算
参加表明書			管理技術者	
	技術者の平成 26 年 5 月以降の設計業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 1 件を対象とする。)		主任担当技術者	総合 構造 電気 機械 積算
	過去の受賞歴		管理技術者	
			主任担当技術者	総合
簡易提案書	業務における総合的な提案内容			

主として簡易提案書により審査し、参加表明書に記載の提出者及び技術者の実績・資格等も踏まえ、総合的に評価する。

2次審査の評価基準 【三原旅客ターミナル(仮称)】

評価項目		評価の着目点			
技術提案書	評価テーマに対する 技術提案	次の①~③の評価テーマに対する的確性(与条件との整合性がとれているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。 ① テーマ1「にぎわいづくりに寄与し港が感じられる景観を形成する施設づくり」について ② テーマ2「港を訪れた誰もが港内の回遊ができ快適に安心して過ごせる施設づくり」について ③ テーマ3「魅力的でありかつ合理的で実現性の高い施設づくり」について ○概算工事費について 概算工事費が予定工事費内に納まっていること。実現性があり、合理的な提案となっていること。			

上記に記載の評価項目に係る評価の着目点に基づき、総合的に評価する。

評価要領 【三原旅客ターミナル(仮称)】

1 業務実施上の条件

次の場合は、選定及び特定の対象から除外する。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者の両方又はいずれか一方が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合(設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。)
- (3) 管理技術者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた主任担当技術者(総合を除く)が各1名でない場合 (必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障ない。)
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合 ただし、単体事務所の場合は、管理技術者と総合主任担当技術者のみ、兼務することを可とする。
- (6) 記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (7)協力事務所等(構成員含む)が指名除外期間である場合
- (8)総合の分担業務分野を再委託した場合
- (9) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、入札参加資格の認定の審査結果、資格認定がされな かった場合
- (10) 管理技術者及び総合主任担当技術者の両方又はいずれか一方が、2次審査のヒアリングに参加しない場合(特別な事情があるものとして県が認める場合を除く。)
- (11) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定及び技術提案書の特定・選定基準について

(1)技術提案書の提出者の選定について(1次審査)

別紙2「1次審査の評価基準」により、提出された参加表明書(様式1~5)、および簡易提案書(様式6)の内容を踏まえ、設計者選定委員会の総合的な判断により、技術提案書の提出者として、5者程度を選定する。

- (2) 選定結果の公表について
 - 提出者の選定結果については、別紙6のとおり選定された提出者名簿を公表する。
- (3)技術提案書の特定について(2次審査)

別紙3「2次審査の評価基準」により、提出された様式11(評価テーマに対する提案)の内容についてヒアリングによる評価を行い、設計者選定審査委員会の総合的な判断により、候補者1名、次点者1名を特定する。

(4) 特定結果の公表について

特定結果については、別紙7のとおり特定された提出者名等を公表するとともに、審査委員長による講評、技術提案書の一部(様式11)及び簡易提案書(様式6)を県ホームページで公表する。

建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について

表 1

主 催 者	賞 名 称		
	日本建築学会賞 (作品)		
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会作品選奨		
	日本建築学会作品選集新人賞		
	JIA日本建築大賞		
公益社団法人日本建築家協会	JIA優秀建築賞		
	JIA新人賞		
	日事連建築賞・国土交通大臣賞		
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・日事連会長賞		
	日事連建築賞・優秀賞・奨励賞		
	日本建築士会連合会賞・優秀賞・大賞		
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・奨励賞		
	日本建築士会連合会賞・U40 建築賞		
一般社団法人日本建設業連合会	BCS賞		
	公共建築賞 (3部門)		
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞・特別賞		
测江四位八公共建案励云	公共建築賞·優秀賞		
	公共建築賞・地域特別賞		

- ※ それぞれの団体の各支部等が実施する賞も含みます。
- ※ 建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。
- ※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

表 2

主 催 者	賞 名 称		
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞(作品)		
↑ ★ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □ ★ □	JIA日本建築大賞		
公益社団法人日本建築家協会	JIA新人賞		
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞		
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞 (3部門)		
一颗社凶伝八公共建築勋云	公共建築賞・特別賞		

※ 上記以外の賞については、FAX又は電子メールで、担当課へ問い合わせてください。

担当課 広島県土木建築局営繕課(営繕企画グループ)

電話: 082-513-2311 FAX: 082-224-6411

電子メール: doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

別紙6

重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本設計及び 実施設計委託公募型建築プロポーザル(1次審査結果)

提出者名 1次審查通過者 逐行 番児

2 参加表明書提出者数

3 審査日(広島県建築設計者選定委員会三原旅客ターミナル審査部会)

令和 年 月 日

別紙7

重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本設計及び 実施設計委託公募型建築プロポーザル(最終審査結果)

	備考	特定者	次点者		
	提出者名				
審査結果					

提出者数 Ø

審査日(広島県建築設計者選定委員会三原旅客ターミナル審査部会) ო

|--|

印紙

建築設計業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 委託業務の場所
- 3 履 行 期 間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
- 4 業務委託料 <u>¥</u> (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額¥
- 5 契約保証金
- 6 特 約 事 項 別紙特約事項のとおり

上記の業務委託について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号

広島県

氏名 代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦

印

印

受注者 住所

氏名

特 約 事 項 (測量・建設コンサルタント等業務用)

1 低価格入札者と契約する場合の措置

測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項 各号の適用

有 · 無

2 再委託等の制限

- (1) 受注者は、この業務に関して次のいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としてはならない。
 - ア 建設業者等指名除外要綱(以下「指名除外要綱」という。)により指名除外された者で、 その指名除外の期間が経過しない者(指名除外要綱別表第18号(営業不振)によるもので、 知事が認める者は除く。)
 - イ 県発注工事における下請負の制限基準により再受託を制限された者で、その再受託の制限の期間が経過しない者
 - ウ 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者
- (2) 受注者は、(1) ウに該当する者を、その他の契約(再委託以外の契約をいう。以下同じ。) の相手方としてはならない。
- (3) 受注者は、この業務に関する再受託者が、(1)アからウに該当する者を再委託契約の相手方とすること、又は(1)ウに該当する者を、その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

3 工程表の提出

業務計画書を提出する場合には、工程表(約款第3条関係)の提出を免除する。

4 立入調査の実施

発注者は、受注者が業務の実施に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。

5 個人情報の保護

受注者は、業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、個人情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

建築設計業務等委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。 以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様 書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をい う。以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法 令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容 とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行し なければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、 業務に関する指示を受注者又は第14条に定める受注 者の管理技術者に対して行うことができる。この場合 において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指 示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定め がある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者と の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要 な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについて は、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治 32年法律第48号)の定めるところによるものとす る。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第58条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される 調停人が行うものを除く。)の申立てについては、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、 発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同 体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表 者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、 当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみ なし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約 に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行 わなければならない。
- 12 受注者は、発注者に対し、業務を遂行する上で必要

と認められる説明を行うよう努めなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情が ある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する 指示等を口頭で行うことができる。この場合において、 発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載 し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に 基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記 録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日(発注者が認める場合は、その日数)以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務 工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対して その修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計 図書が変更された場合において、発注者は、必要があ ると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提 出を請求することができる。この場合において、第1 項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があっ た日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、発注者 が必要ないと認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(4)この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保

- 険金額(第4項において「保証の額」という。) は、 業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要 がないと認めたときは、免除することができる。
- 6 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに 掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第4項 各号に規定する者による契約の解除の場合についても 保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務 を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ し、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限 りでない。
- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う 上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸 与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならな い。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、 この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用等によってもなおこの契約の 履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、 発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業 務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾 をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承 諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た 資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、また その使途を疎明する書類を発注者に提出しなければな らない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。 (著作権の譲渡等)
- 第7条 受注者は、成果物(第40条第1項の規定により準用される第34条に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定により準用される第34条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第10条まで及び13条において同じ。)又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」

という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下本条から第10条までにおいて「著作権等」という。)のうち受注者に帰属するもの(著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

- 第8条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場 合はこの限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者 は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規 定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第9条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権等の侵害防止)

- 第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の 有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者 に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、 又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)への委託を含む。以下「再委託等」という。)し、又は請け負わせてはならない。ただし、法律で禁止されている場合を除き、あ

- らかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計 図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請 け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け 負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾 を得なければならない。ただし、発注者が設計図書に おいて指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせ ようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、 又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項 の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下本条において「特許権等」という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

- 第12条の2 受注者は、自ら有する登録意匠(意匠法 (昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める 登録意匠をいう。)を設計に用いるときは、発注者に 対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築 物(以下「本件建築物等」という。)に係る意匠の実 施を承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲 渡するものとする。

(調査職員)

- 第13条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏 名を受注者に通知しなければならない。その者を変更 したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注 者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この約款の履行に関する受注者又は受注者の管理 技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限

- を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、 原則として、書面により行わなければならない。
- 5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

- 第14条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技 術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通 知しなければならない。その者を変更したときも、同 様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理 及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料 の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条 第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権 限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行 使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する 権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しよ うとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の 内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第16条 受注者が調査のために第三者が所有する土地 に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾 が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。 この場合において、発注者の指示があるときは、受注 者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第17条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、 当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求 を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければ ならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく 不適当と認められるときは、発注者に対して、その理 由を明示した書面により、必要な措置をとるべきこと を請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、

当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求 を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければ ならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、設計図書に定めるところにより、 この契約の履行について発注者に報告しなければなら ない。

(貸与品等)

- 第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面 その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」とい う。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設 計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡 しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を 提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって 管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の 完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品 等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、 発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状 に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなけ ればならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者 の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合 しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を 行わなければならない。この場合において、当該不適 合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰 すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認 められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用 を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第21条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号の いずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を 直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければな らない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する 質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が 定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき 又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受 注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならな

- い。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が 確認された場合において、必要があると認められると きは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなけ ればならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、設計 図書又は業務に関する指示(以下本条及び第24条に おいて「設計図書等」という。)の変更内容を受注者 に通知して、設計図書等を変更することができる。こ の場合において、発注者は、必要があると認められる ときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は 受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担し なければならない。

(業務の中止)

- 第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下本条及び第32条において「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した 場合において、必要があると認められるときは、履行 期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務 の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要と したとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必 要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第24条 受注者は、設計図書等について、技術的又は 経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又 は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発

- 案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第25条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第26条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮 する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者 に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認め られるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損 害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければな らない。

(著しく短い履行期間の禁止)

第26条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮するものとする。

(履行期間の変更方法)

- 第27条 履行期間の変更については、発注者と受注者 とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以 内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者 に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の 意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。た だし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第2 5条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求 を受けた日、第26条の場合にあっては受注者が履行 期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内 に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協 議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)

- 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注 者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の 意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。た だし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注 者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することが できる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要と した場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必 要な費用の額については、発注者と受注者とが協議し て定める。

(臨機の措置)

- 第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要 があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を とることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を とった場合において、当該措置に要した費用のうち、 受注者が業務委託料の範囲において負担することが適 当でないと認められる部分については、発注者がこれ を負担する。

(一般的損害)

第30条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項及び第2項若しくは第3項又は第32条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第 3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者 に対して損害の賠償を行わなければならないときは、 受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額 (設計図書に定めるところにより付された保険により てん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、 貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由に より生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由 があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした 損害(設計図書に定めるところにより付された保険に よりてん補された部分を除く。)について、当該第三 者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注 者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、 業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を 怠ったことにより生じたものについては、受注者が負 担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間 に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は 協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第32条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第51条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、 直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理 者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書 に定めるところにより付された保険によりてん補され た部分を除く。以下本条において「損害」という。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければ ならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による 費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業 務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査 機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する 記録等により確認することができるものに係る額に限 る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合 計額(第6項において「損害合計額」という。)のう ち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなけ ればならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害 につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定 する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委 託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額 を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当 と認められるものについて、当該業務で償却するこ

- ととしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第33条 発注者は、第12条、第20条から第24条 まで、第26条、第29条、第30条、第32条、第 36条又は第42条の規定により業務委託料を増額す べき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の 理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全 部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。 この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と 受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日か ら14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日 数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の 意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。 ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由 又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に 協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議 開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第34条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を 発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、 通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、 設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認す るための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通 知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、 当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時 に行うことを請求することができる。この場合におい て、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならな
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、 直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。 この場合において、修補の完了を業務の完了とみなし て前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第35条 受注者は、前条第2項(同条第5項において 読み替えて準用する場合を含む。以下本条において同 じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を 請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わ なければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下本条において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第36条 発注者は、第34条第3項若しくは第4項又 は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し 前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾 を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一 部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたと きは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第37条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下本条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、 請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなけ ればならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前 払金の使用状況からみて著しく不適当であると認めら れるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき

- 超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年14.5パーセント(ただし、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第38条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料 が減額された場合において、保証契約を変更したとき は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変 更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証 事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務 費、外注費、機械購入費(当該業務において償却され る割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及 び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に 充当してはならない。

(部分引渡し)

- 第40条 成果物について、発注者が設計図書において 業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定 した部分(以下本条において「指定部分」という。) がある場合において、当該指定部分の業務が完了した ときは、第34条中「業務」とあるのは「指定部分に 係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係 る成果物」と、同条第4項及び第35条中「業務委託 料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読 み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成 し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該 部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けるこ とができる。この場合において、第34条中「業務」 とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」と あるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及 び第35条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡し に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準

用する。

- 3 前2項において準用する第35条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第35条第1項の規定による請求を受けた日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料× (1 – 前払金の 額/業務委託料)
 - (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料× (1 - 前払金の 額/業務委託料)

(第三者による代理受領)

- 第41条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の 全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とするこ とができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理 人とした場合において、受注者の提出する支払請求書 に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなさ れているときは、当該第三者に対して第35条第2項 (第40条第1項又は第2項において準用する場合を 含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

- 第42条 受注者は、発注者が第37条又は第40条第 1項若しくは第2項において準用する第35条第2項 の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてそ の支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、 業務の全部又は一部を一時中止することができる。こ の場合において、受注者は、その理由を明示した書面 により、直ちにその旨を発注者に通知しなければなら ない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中 止した場合において、必要があると認められるときは、 履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が 増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼし たときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第43条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な 負担を課するものでないときは、発注者が請求した方 法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定め て履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完が

ないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

第44条 削除

(発注者の催告による解除権)

- 第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後 相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認め られるとき。
 - (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第43条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第46条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 受注者(設計共同体にあっては、その構成員を含む。 以下この項及び次項並びに次条第1項において同 じ。)が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す る法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以 下この号及び次項において単に「排除措置命令」とい う。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員 又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第4 5号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規

- 定による刑に処せられたとき。
- (4) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (5) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (6) この契約の成果物を完成させることができないこと が明らかであるとき。
- (7) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒 絶する意思を明確に表示したとき。
- (8) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受 注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に 表示した場合において、残存する部分のみでは契約を した目的を達することができないとき。
- (9) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第45条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 第49条又は第49条の2の規定によらないで契約 の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者 に対して行われた場合であって、これらの命令において、 この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が 確定したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、 受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその 支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する 事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。) が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うお それのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者 (以下「暴力団関係者」という。)であると認められ るとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者 が経営若しくは運営に実質的に関与していると認めら れる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関 係者と非難されるべき関係を有していると認められる 法人若しくは組合等を利用するなどしていると認めら れるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係 者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認め られる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に 協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

- られるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前 各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者 との契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第45条 から前条までの規定によるほか、必要があるときは、この 契約を解除することができる。

(受注者の催告による解除権)

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第49条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第22条の規定により設計図書を変更したため業 務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間 の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超え るときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業 務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分 の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中 止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条の3 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、 受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

- 第50条 この契約が解除された場合には、第1条第2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。た だし、第40条に規定する部分引渡しに係る部分につ いては、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第40条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」とい

- う。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、 既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注 者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務 委託料(以下本条及び次条において「既履行部分委託 料」という。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第51条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第37条の規定による前払金があったときは、受注者は、第45条から第47条まで又は第53条第1項第3号の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第40条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセント(ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で計算した額の利息を付した額を、第48条から第49条の2までの規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前 に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部 分の引渡しが行われる場合において、第37条の規定 による前払金があったときは、発注者は、当該前払金 (第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡し があった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前 払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定 められた既履行部分委託料から控除する。この場合に おいて、受領済みの前払金になお余剰があるときは、 受注者は、第45条から第47条まで又は第53条第 1項第3号の規定による解除にあっては、当該余剰額 に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 14. 5パーセント(ただし、特例基準割合適用年中 においては、当該特例基準割合適用年における特例基 準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合 とする。)の割合で計算した額の利息を付した額を、 第48条から第49条の2までの規定による解除にあ っては、当該余剰額を発注者に返還しなければならな
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場

- 合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第40条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第11条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第45条から第47条まで又は第5 3条第1項第3号によるときは受注者が負担し、第 48条から第49条の2までによるときは発注者が 負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去 費用等受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、 方法等については、この契約の解除が第45条から第 47条まで又は第53条第1項第3号によるときは発 注者が定め、第48条から第49条の2までの規定に よるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるもの とし、第3項項後段及び第4項に規定する受注者のと るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除 に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者 が民法の規定に従って協議して決める。

(損害金の予定)

- 第52条 発注者は、第46条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定

- める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額 を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、第34条第3項から第5項までの規定 により成果物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該 当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求 することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第45条から第47条までの規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った 履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害 賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に 相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に 支払わなければならない。
 - (1) 第45条又は第46条第1項第4号から第11号 までの規定により、成果物の引渡し前に、契約が解除 されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を 拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受 注者の債務について履行不能となった場合
- 3 成果物の引渡し前に、第46条第1項第1号から第 3号まで若しくは第2項又は第47条の規定により契 約を解除したときは、第1項の損害賠償に代えて、受 注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約 金として発注者の指定する期間内に支払わなければな らない。
- 4 次の各号に掲げる者が契約を解除した場合は、第2 項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 において、民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第1項第1号の場合において、発注者は、業務委託 料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料 を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パ ーセント(ただし、特例基準割合適用年中においては、 当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7. 25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割

- 合で計算した額を請求するものとする。
- 7 第2項又は第3項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項又は第3項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第48条から第49条の2までの規定により契約が 解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第35条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第55条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第34条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年、第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求 する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、 受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げるこ とで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下本項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等

をすることができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重 過失により生じたものであるときには適用せず、契約 不適合に関する受注者の責任については、民法の定め るところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載 内容、発注者若しくは監督職員の指示又は貸与品等の 性状により生じたものであるときは、発注者は当該契 約不適合を理由として、請求等をすることができない。 ただし、受注者がその記載内容、指示、又は貸与品等 が不適当であることを知りながらこれを通知しなかっ たときは、この限りでない。

(保険)

第56条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第57条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、 損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料 とを相殺することができるものとし、なお不足がある ときは追徴するものとする。

(紛争の解決)

- 第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とがそれぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争をひ調査職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、 必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決 の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者 との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第1 09号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26 年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うこと ができる。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要 に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(現場調査を含まない業務の特例)

第60条 現場調査を含まない業務については、第23 条第1項、第29条、第31条第3項、第32条及び 第51条第4項から第6項までの規定は、適用しない。 別記

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなすものとし、受注者はこの契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

- 第3 機密の保持等については、次のとおりとする。
 - 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
 - 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
 - 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産(データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。)について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し(電子メールの送信を含む。)、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

- 第4 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、 情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。 (再委託等に当たっての留意事項)
- 第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託(二以上の 段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条 第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」とい う。)する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守 事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負 うものとする。

(資料等の返還等)

第7 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、 業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方 法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

- 第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託 等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。 (報告等)
- 第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記 事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めるこ とができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報 資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがある と認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。 (立ち入り検査)
- 第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 11 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合(再 委託等の相手方により発生した場合を含む。)は、必要に応じて、当該情報セキュリティイン シデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 12 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、 必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することがで き、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合 には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守する ための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

- 第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。
 - 1 発注者の窓口に連絡すること。
 - 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

- 第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。
 - 1 持ち出すノート PC には、二要素認証方式を導入していること。
 - 2 ノート PC の持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
 - 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
 - 4 秘密保持を保持したノート PC を保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
 - 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
 - 6 ノート PC 内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。 (書類含む情報の持ち出しについて)
- 第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。
 - 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
 - 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
 - 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
 - 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

- 第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守ること。
 - 1 セキュリティロック(端末ロック等)を常時設定すること。
 - 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能(遠隔ロック等)を設定すること。
 - 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
 - 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
 - 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
 - 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やか に削除すること。

(電子メールの送信について)

- 第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。
 - 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そ のパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
 - 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に 特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ (地図サービス) へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク (オンラインブックマーク) に登録

電子データの保存等に関する届出書

年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

年 月 日付け「 業務委託契約」に係る業務について、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先を次のとおり届け出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、 外付けハードディスク	
2 電子データを記憶する記録 媒体等の物理的な所在地等	□ 日本国内のみ
例 米国、システム管理に関するログ	□ 日本国外(全部又は一部) (国名)
情報を保管	(日本国外に保存する電子データの概要)
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無※ 利用契約先が複数ある場合には、すべて記載してください。	□ 有
4 再委託等の有無 ※ 本契約に係る業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください(二以上の段階にわたる委託をする場合を含みます。子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。)。	□ 有 (再委託先等の名称) (再委託先等に委託する具体的な業務内容) □ 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存 方法について変更を求める場合があります。
- 2 再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 再委託先等がある場合には、当該再委託先等もこの届出書を提出する必要があります。

建築設計業務委託特記仕様書(案)

1 **業務名称**: 重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本 設計及び実施設計委託

2 計画施設概要

(1) 施設名称: 三原旅客ターミナル(仮称)

(2) 敷地の場所: 三原市城町三丁目19-20外

(3) 施設用途: 旅客ターミナル、連絡通路、駐輪場

平成31年国土交通省告示第九十八号別添二 第一二号 第1類とする。

(4) 計画範囲: ア 旅客ターミナル、連絡通路及び駐輪場に係る設計委託業務

(附帯電気、機械設備工事に係る設計業務を含む。)

イ 敷地の外構一式に係る設計委託業務

3 設計与条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 : 約 1,440 m² (設計内で必要最小限の敷地設定をするものとする。)

イ 地 形 : 概ね平坦

ウ 用途地域及び地区の指定: 商業地域(建ペい率80%、容積率400%)

(2) 施設の条件

ア 施設の規模等 : 旅客ターミナル 延床面積約600㎡

連絡通路 延床面積約300㎡

駐輪場 延床面積約220㎡ (自転車100台,自動二輪20台)

イ 主要構造 : 旅客ターミナル 提案による。※

低層(地上1階建てもしくは地上2階建てとし、提案による。)

連絡通路 提案による。**、地上1階建て駐輪場 提案による。**、地上1階建て

※ 構造は提案によることとするが、浸水が想定される区域であること から、防水処理等の機能上求められる性能に配慮すること。

ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(ア) 構造体 Ⅱ類

(イ) 建築非構造部材 A類

(ウ) 建築設備 甲類

(3) 建設の条件

ア 工事費(予定) : 約500百万円(建築工事及び各種設備工事(整地工事等を含む。))(消

費税は別途計上とする。)

イ 建設工期(予定) : 12ヶ月

(4) 設計方針(留意事項、基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

施設の老朽化対策、利便性の向上、バリアフリー化などに対応するために既設の旅客 ターミナルの建替整備をするものであり、発注者と協議・調整を行い、設計プロポーザ ルの技術提案書の実現に取り組むこと。※別紙 10-2(事業計画概要)参照

(5) 履行期間

契約締結日の翌日~令和8年1月30日(このうち、検査期間として9日間を見込んでいる。) 部分引渡しとして、基本設計は、令和7年3月28日までに成果品及び概算工事費算出資料 を提出のこと。

実施設計は、令和7年6月27日までに平面決裁を終え、令和7年8月15日までに概算工事 費算出資料を提出し、令和7年11月28日までに工事費内訳書を提出すること。

第2 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕統一基準) (以下「共通仕様書」という。)」による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は記載された特記事項については「 ① 」 印が付いたものを適用する。「 ① 」印の付かない場合は、「 * 」印を適用する。 「 ① 」印と「 ® 」印が付いた場合は共に適用する。

2 特記仕様書における読替え

- (1) 共通仕様書中、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。
- (2) 共通仕様書3. 2設計方針の策定等の1. の() 内は、「告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定に限る」とする。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ア 基本設計

- ⊙ 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備(設備)基本設計に関する標準業務
- 機械設備(設備)基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務
- 電気設備(設備) (昇降機を含む) 実施設計に関する標準業務
- 機械設備(設備)実施設計に関する標準業務

ウ設計意図伝達

- ・ 建築(総合)実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 建築 (構造) 実施設計に関する設計意図伝達
- ・ 電気設備(設備)(昇降機を含む)実施設計に関する設計意図伝達

・ 機械設備(設備)実施設計に関する設計意図伝達

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む)及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務(複雑なものを除く。)を含むものとする。

本業務の積算は、次の算定方法による。又、算定方法ごとの本業務に関する一般業務の対象業務率は次のとおりである。床面積に基づく算定方法については、対象業務率は基本設計、実施設計、設計意図伝達を全て委託した割合を100%とした本業務の割合である。

\odot	床面積に基づく算定方法(新築工事)								
	総合(69.5)%	構造(70.5)%	設備(69.4) %	
•	図面目録	录に基づく	算定方法	()
	総合() %	構造()%	設備	莆()%		
•	その他	()
	総合() %	構造()%	設備	莆() %		

※ 図面目録は別添資料の「委託範囲及び設計図作成要領」を参照すること。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積り徴取、見積検討 資料の作成)
 - ⊙ 建築積算業務
 - 既存建物解体工事費積算業務
 - ⊙ 電気設備積算業務
 - 機械設備積算業務
- 透視図(着色)作成等:種類(2カット)、判の大きさ(A3)、枚数(2部)、額の有無()、材質()
- ・ 鳥瞰図(着色)作成等:種類()、 判の大きさ()、 枚数(部)、額の有無()、 材質()
- 模型製作:縮尺(1/)、主要材料(スチレンンボード又はこれに準ずるもの)、ケース有無(無し)、材質()
- 計画通知 又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)等に係る 法令・条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の 修正等)等は一般業務に含まれる。)
- 各種法令・条例(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)に係る法令・条例を除く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議

- 市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板及び 設置報告書の届出)
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- リサイクル計画書の作成
- ⊙ 概略工事工程表の作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設 の設計等における特別な検討及び資料の作成 建築非構造部材の耐震安全性に関する 特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく関係計算書の作成及び 届出業務
- ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築物環境計画書作成業務 (申請手続きに係る業務も含む) (床面積の合計が2,000㎡を超えるもの)
- ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく緑化計画書作成業務(申請手続きに係る業務も含む) (敷地面積が1,000㎡以上のもの)
- ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価に係る業務
- ・ 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化 炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定す る低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ・ 実験設備に係る検討
- 内部電保護設備に係る検討
- 構内情報通信網設備に係る検討
- ・ 音声誘導設備に係る検討
- ⊙ 排水処理設備に係る検討
- 雨水・排水再利用設備に係る検討
- ・ 蓄熱システムに係る検討
- 床冷房設備に係る検討
- 電波障害調査
- 解体等工事の事前調査結果報告書の作成に係る業務
- その他当該設計業務に必要な業務

(埋蔵文化財調査

※各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

* RIBC2の使用料

(一財) 建築コスト管理研究所の営繕積算システム(RIBC2)の内訳書作成システムの使用料

※ PUBDISの登録料

(一社) 公共建築協会の公共建築設計者情報システムの業務カルテ情報の登録料

- ※ 広島県工事中情報共有システムの利用料
- 計画通知申請手数料
- 構造計算適合性判定申請手数料(減免)
- 設計住宅性能評価申請手数料
- 省工ネ適合性判定申請手数料
- 石綿含有建材の分析調査に係る費用

.

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

- イ 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を 適用する。その他の適用に当っては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国士交通省 大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準 (最新版)
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (最新版)
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- ・ 官庁施設の環境保全性基準 (最新版)
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最新版)
- 官庁施設の防犯に関する基準 (最新版)
- ❸ 建築設計業務等電子納品要領 (最新版)
- 公共建築工事積算基準 (最新版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (最新版)
- 公共建築工事標準単価積算基準(最新版)
- 建築物解体工事共通仕様書(最新版)
- 耐震診断基準・同解説、改修設計指針・同解説

(国土交通省住宅建築指導課監修 最新版)

- ・ 屋内運動場等の耐震性能診断基準 (文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- 広島県建築物等木材利用促進方針 (最新版)
- ❸ 広島県営繕工事における週休2日工事実施要領 (最新版)
- ※ 快適トイレモデル工事実施要領 (最新版)

イ建築

- ⊙ 建築工事設計図書作成基準 (最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版)
- · 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版)
- 木造建築工事標準仕様書 (最新版)
- 建築設計基準 (最新版)
- 建築構造設計基準 (最新版)
- 建築工事標準詳細図 (最新版)
- · 木造計画設計基準・同解説 (最新版)

.

ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準 (最新版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (最新版)
- 広島県営繕工事内訳書作成要領(建築工事編) (最新版)
- ⊙ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (最新版)

•

工設備

- 建築設備計画基準 (最新版)
- 建築設備設計基準 (最新版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (最新版)
- · 建築設備耐震設計·施工指針 (最新版)

.

才 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
- 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (最新版)
- 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (最新版)

.

(3) 業務計画書(業務組織計画表)

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「管理技術者選任(変更)

通知書」及び「委任(下請負)承諾願」に添付し、提出すること(共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。)。

- ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月目、所属・役職、保有資格、経験年 数等
- ウ 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- エ 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- オ 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年 月日・所属・役職・保有資格・経験年数等 (建築、構造、電気及び機械以外に分担 業務分野がある場合)
- カ 緊急連絡先
- キ その他

(4) 管理技術者の資格要件

- ア 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその 者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければ ならない。
 - * 建築士法 (昭和25年法律第 202号。以下同じ。) の規定により、当該施設の設計をするに当り免許が必要な場合は、それを有するもの。
 - 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士
 - (公社)日本建築積算協会が付与する建築積算資格者
- イ 専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。
 - ①建築
 - ②電気設備
 - ③機械設備
 - 当業務の受注者は、計画通知申請業務に当って、建築士法の規定により構造設計 一級建築士あるいは設備設計一級建築士による法適合確認が必要な場合は、資格者が 自ら設計するか、これらに法適合確認を依頼すること。

(5) 貸与資料等

- ア 既存設計図書等
 - 既存建築物設計図書一式

- 各種工事特記仕様書
- ⊙ 敷地測量図

•

イ 既存資料

- ⊙ 既存地質調査資料(柱状図)
- 基本計画図(基本計画書)
- ⊙ (財)建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用ファイル(名称ファイル、 金抜き複合単価ファイル等)
- 類似設計例の参考設計図書

•

(6) コスト縮減等の検討

本業務の中でコスト縮減等に係る検討の必要が生じた場合は、調査職員と協議し、次の資料の作成を行う。

ア 工事概要説明資料

イ コスト縮減等に係る検討資料

(ア)検討事項

次の事項のうち、調査職員が必要として指示する事項

仮設計画、動線計画、基本スパン割、断面計画、地業計画、平面計画、主要仕上げ計画(外壁、屋根、防水、主要室内装)、設備(電気・機械)計画(基本方針、幹線ルート、梁スラブ下の基準配管等)

(イ) 検討内容

- a コスト縮減対策 (建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等) として有効なものとして採択した事項 (コスト縮減提案)
- b 品質向上に配慮した事項 (施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等)

(7) 電子納品対象業務

* 本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは「建築設計業務等電子納品要領」に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(8) 広島県工事中情報共有システム対象業務

* 本業務は受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化 を図る情報共有システムの対象とする。

ア 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) に基づき実施すること。なお、ガイドラインにある工 事 に関する規程等は業務委託に関する規程等に読み替える。

イ 本業務で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html

- ウ 調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。
- エ 受注者は、調査職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADファイル等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、 当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、建築設計業務等委託契約約 款第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(10) 業務実績情報の登録について

- 不要とする。
- * 要する。 (受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」 を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、主任調査員の確 認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資 料として、「業務カルテ仮登録」を検査職員に提示し確認を受け、業務 完了後に速やかに登録を行う。)

(11) 地元関係者等への説明、交渉等

- ・ 本業務の実施に伴い、() 等で構成 する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。
- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(12) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、 次の点に留意すること。

- ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- イ 設計施設と周辺の環境との調和
- ウ 使用上の利便
- エ 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- オ 工事の安全性及び公衆災害の防止
- カ 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入すること。)
- キ 分別解体の適正化(物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕 様書を作成すること。)

(13) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、製造業者・専門工事業者から見積りを徴取する場合は、実勢価格による徴取を原則とする。ただし、実勢価格の見積書の徴取が困難な場合は、見積書に対する補正率のヒアリングを行い、適切な補正率をヒアリング等により確認すること(詳細については、調査職員に確認を行うこと。)。また、工事内訳書は、(一財)建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム(RIBC2)の内訳書作成システムによる電子ファイルを提出すること。

(14) 建築設計と設備設計等(別途契約)との相互調整について

・ 業務の実施に当っては、建築設計及び設備設計等の受注者は相互に設計内容の調整及 び確認を行い、相互の業務に必要な図面又は資料(CADデータ等の電子データを含む。) は必要な時期に、別契約の受注者に提供すること。

(15) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者(下請け業者)との契約に当っては、平成31年1月21日付け国土交通省告示第 九十八号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で 必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(16) 石綿の使用状況の調査

* 解体又は改修工事等の設計に際しては、石綿含有建材の使用状況(石綿含有の有無等)を調査し、解体等工事の事前調査結果報告書を提出すること。なお、調査方法等は、建築物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)の1.4.1事前調査及び公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)・建築改修工事監理指針(最新版)の1.5.1事前調査により実施すること。分析調査の方法については、JIS A 1481-1により実施すること。また、試料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。分析調査費には調査職員が立会する際の、保護具の費用(処分費を含む。)について、含んでいる。

【試料採取による分析必要箇所数】

 ア 石綿含有吹付け材・・・(
)試料

 イ 石綿含有保温材等・・・(
)試料

 ウ 石綿含有成形板
 ・・・(
)試料

 エ 石綿含有仕上塗材等・・・(
)試料

○ 行わない

(17) 特別管理産業廃棄物等の調査

・ 解体又は改修工事等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等(PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン

化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等(廃石綿は除く。)) の有害物質の有無について調査を行うこと。また、資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

【試料採取による分析必要箇所数】

ア PCB含有シーリング材(

) 試料

. 1

⊙ 行わない

(18) 低入札価格調査対象業務に係る業務完了後調査

・ 低入札価格調査の対象となった業務については、「測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度事務取扱要綱」に基づき、業務完了後、調査を実施する。対象業務の受注者は、業務完了検査合格後2ヶ月以内に必要書類を提出し、ヒアリング調査実施時に備えて必要な資料等を提示できるように準備しておくこと。

(19) 労働環境改善(ウィークリースタンス)について

- * 本業務は労働環境改善(ウィークリースタンス)を目的とした業務であり、次により実施する。
- ア 初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の内容を説明するとともに、取り組む意思、 内容を別紙-1「ウィークリースタンス推進チェックシート(初回打合せ時)」 (以下「別紙-1」という。)を基に確認し設定する。取組期間については、初回打合せ時(実施内容を設定した日)から履行期間末までとする。
- イ 受注者は、取組内容を、別紙-1にて整理し、打合せ記録簿と合わせて提出し、受発 注間で共有する。
- ウ 中間打合せ等を利用し、受発注間で取組のフォローアップ等を行う。
- エ 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果(効果・改善点等)を受発注者双方で確認し、別紙-2「ウィークリースタンス推進チェックシート(実施結果)」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。
- オ 様式については「広島県の調達情報」のお知らせに掲載している。 URL:https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html

(20) その他

- ア 期間別業務履行報告書はその時点で出来ている図面(A3に縮小したもの)を添付すること。なお、遅延が生じ、調査員からの要請があった場合は直接指定する場所に 持参し、打ち合わせを行うこと。
- イ 技術提案書の内容を踏まえ、県及び三原市等との協議・合意の上で設計に反映させること。
- ウ 都市計画法、港湾法の指定状況及び、その他法令等について確認の上、設計を行う こと。
- エ 工事における仮設計画等の検討においては、別途契約予定である内港全体の設計を 行う土木コンサルタントと調整を行い、通学・通勤の動線を考慮し、工事車輌の往

来、出入口、資材置場等について安全性を考慮した計画とすること。 オ 各部分の納まりについて、詳細図を作成し明確に設計すること。

5 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	規格及び部数	備考
建築(総合)基本設計図書	1 部	A3
建築(構造)基本設計図書	1部	A3
電気設備基本設計図書	1 部	A3
機械設備基本設計図書	1部	A3
⊙ 透視図	2カット	A3程度 額付きカラー
		電子データ共
• 鳥瞰図	カット	A3程度 額付きカラー
		電子データ共
· 模型	一式	
⊙ リサイクル計画書	1 部	
⊙ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
⊙ コスト縮減等の検討資料(中間報	1部	
告)		
各種技術資料	1 部	
● 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・ 建築物総合環境性能評価システム	1部	
(CASBEE) 目標値報告書		
·		
•		
·		

(注):建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果 物の中に含めることができる。

:成果物は調査職員の指示により製本とする。

:電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

(2) 実施設計

成果物	規格及び部数	備考
建築(総合)設計図	1 部	A3原図
○ 建築 (構造) 設計図	1 部	A3原図
○ 電気設備設計図	1 部	A3原図
○ 機械設備設計図	1部	A3原図
● 構造計算書	1 部	ALC外壁パネル工事、屋根工事等については、 建築基準法に基づく風速等に応じた標準的 な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
電気設備設計計算書	1 部	
機械設備設計計算書	1 部	
昇降機設備設計計算書	1 部	
⊙ 電子成果品 (エラーチェッ	2 部	電子メディアにて提出
ク含む)		
積算数量算出書(数量調書含	1 部	
む)		
工事内訳書	1 部	金額入り 電子データ共
 內訳書単価根拠資料(見積比	1 部	
較表、見積書等)		
数量算出及び積算数量調書チ	1 部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等
エックリスト		関連資料に掲載の様式で提出すること。
		(http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou
		_sekisan_unnyou.htm)
○ 数量チェックシート	1部	国土交通省HPの公共建築工事積算基準等
		関連資料に掲載の様式で提出すること。
		(http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou
		_sekisan_unnyou.htm)
		建築工事のみに適用。
関係法令等に基づく必要な各種申請図書(計画通知図書等)	必要部数	手続きを含み、計画通知書については、第1 面~第5面と確認済証をPDFデータで提 出すること。
○ 省エネルギー関係計算書	1 部	
・ 建築物環境性能評価システム	1 部	
(CASBEE) による計算書		
リサイクル計画書	1部	
一概略工事工程表	1 部	
② コスト縮減等の検討資料	1 部	
· 防災計画書	1 部	
○ 環境配慮システムチェック表	1 部	広島県環境配慮推進要綱による。

•	テレビ電波障害調査報告書	1 部	測定結果一覧表、調査所見、測定写真、受信 障害予想地域図、住宅地域図等を添付。
•	PCB分析報告書	1部	
•	各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
•	透視図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
•	鳥瞰図	カット	A3程度 額付きカラー 電子データ共
•	模型	一式	
•	広報説明用資料(デフォルメ	1 部	デフォルメ図面のレイアウト、カラー等は調本職員しぬ業の上池字(電スデーカサ)
11	こした説明用図面を含む)		査職員と協議の上決定(電子データ共)。
•	業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を 含む。
•	現況写真及び現地調査資料	1部	A4版製本 写真及び画像データ共
•	設計図二つ折り製本	部	製本
\odot	稟議用A4版製本	1 部	
\odot	見積依頼先名簿届	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
\odot	貸与品借用(返納書)	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
•	解体等工事の事前調査結果報	1 部	
告	書		
\odot	消防用設備等計画書	必要部数	手続き共
	提出を要する事務書類	部数	備考
* 書	管理技術者選任(変更)通知	1 部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付。免許・資格については証する写しを添付。 業務組織計画表を添付。
*	誓約書	1 部	管理技術者の兼務制限について
*	業務工程表	1 部	
*	期間別業務履行報告書	毎回1部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及 び提出日は毎月2回で、15日と月末日とす る。
*	委任(下請負)承諾願	1部	業務組織計画表を添付。
*	委託業務完了通知書	1 部	
*	引渡書	1 部	
*	請求書	1部	
			<u> </u>

- (注):建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。
 - :成果物は調査職員の指示により製本とする。
 - : 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC 2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所) による。
 - :電子成果品の提出は、「建築設計業務等電子納品要領(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

事業計画概要(旅客ターミナル等)

(1) 旅客ターミナル等の構造・規模

ア 構造

旅客ターミナル 提案による。*

低層(地上1階建てもしくは地上2階建てとし、提案による。)

連絡通路 提案による。**、地上1階建て

駐輪場 提案による。**、地上1階建て

※ 構造は提案によることとするが、浸水が想定される区域であることから、防水処理等の機能上求められる性能に配慮すること。

イ 規模

旅客ターミナル延床面積約 600 m²連絡通路延床面積約 300 m²

駐輪場 延床面積約 220 m² (自転車 100 台、自動二輪 20 台)

(2) 施設計画

ア 建物概要※1

- 10 10 S				
区分	所要室	想定面積		
旅	旅客待合室	約 132 m²		
旅客ター	エントランスホール、発券機スペース、出札室	約 124 ㎡		
- 37	航路事業者事務所(2区画) ナ ル 清掃用倉庫			
ナル	清掃用倉庫	約 11 ㎡		
	水防資材倉庫	約 18 ㎡		
	(仮称)観光・地域交流センター(倉庫約 48 ㎡ 含む)	約 108 ㎡		
	監視員詰所	約 13 ㎡		
	トイレ (男性:大2基・小4基、女性:5基、多目的:1基)	約 56 ㎡		

※1 附帯する電気設備、機械設備及び外構等の設計を含む。

イ 敷地の場所 三原市城町三丁目 19-20 外

ウ 敷地面積 約 1,440 m² (別紙 10-3 を参照)

エ 施設用途 旅客ターミナル

オ 建設工事費 約500百万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)

建築工事及び各種設備工事(整地工事等を含む)を想定しており、設計金額を予定工事費 内に納めること。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予定工事費内に納まった設計図 書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。

(3) 施設計画の基本条件【旅客ターミナル】

ア 必要諸室

・諸室配置等の検討にあたっては、前(2)アを参考に計画すること。

・前(2)アの必要諸室以外に、展望スペースを計画すること。展望スペースは屋内外のいずれに設けても良いこととするが、延床面積に影響しないように計画すること。また、屋内に設ける場合、そのスペースは、旅客待合室やエントランスホール等に含めることとし、その用途に支障がないよう配置すること。なお、面積は30㎡以内とする。屋外に設ける場合は、屋内と一体的なものとし、その合計床面積は100㎡程度以内に収めるとともに、バリアフリーに配慮し必要に応じて昇降路等を設けること。

イ 敷地利用・配置計画

- ・三原内港再生実施計画を踏まえ、機能的かつ効率的な施設配置・動線計画とすること。
- ・ロータリー、ペアシティ中央ロード、マリンロードからの動線を考慮し出入口を設けること。 また、旅客ターミナルから旅客桟橋へアクセスしやすいよう海側に出入口を設けること。(東 西南北に各1箇所は出入口を設ける。)
- ・ロータリーと旅客ターミナルは近接した配置とし、この間を通過する歩行者が雨に濡れにくいよう屋根の設置等、配慮すること。(ロータリーの配置は別紙 11-6 を参照)

ウ 平面・動線計画(別紙 10-4 を参考に検討すること。)

【旅客利用部分】

- (仮称)観光・地域交流センターは、みなとオアシス三原
 (https://www.pa.cgr.mlit.go.jp/minato-oasis/mihara.html)が利用することを想定している。
- ・倉庫を除く(仮称)観光・地域交流センターと旅客待合室(廊下等を含む)は一体的に利用できる配置とすること。また、(仮称)観光・地域交流センターには、セキュリティ対策として、施錠可能な可動式間仕切りを設けること。
- ・旅客待合室及び(仮称)観光・地域交流センターは、港全体や筆影山への眺望に配慮すること。
- ・トイレは、旅客ターミナル閉館(施錠)時においても、公園利用者などの一般市民が利用できるよう、外部に直接面した配置や、他室の施錠が最小限で済む利用者の動線計画など、セキュリティに配慮した計画とすること。(トイレを利用する一般市民が旅客待合室にも進入できないようにすること。)
- ・出札室(対面で乗船券の発売、案内を行う役割)は、カウンターを設け、車いす利用者、視 覚障がい者に配慮して計画すること。

【管理部分】

- ・航路事業者事務所及び監視員室については、海や桟橋の状況が見えるよう海側に配置すること。特に、航路事業者事務所は、発券機や出札室へ容易にアクセス出来るとともに、入港する船舶の状況が見えるように配置すること。
- ・出札室、航路事業者事務所、清掃用倉庫、監視員詰所及びトイレには扉を設け、施錠等の措置を講じること。

工 意匠計画

- ・周辺環境、景観に調和した圧迫感のない外観デザインとし、色彩にも配慮すること。
- ・内装については、港湾施設に相応しい華美でなくシンプルで機能的なデザインとし、使い勝 手を考慮した計画とすること。
- ・エントランスホール、旅客待合室及び(仮称)観光・地域交流センターについては、一般利 用者が気軽に利用しやすい開放感のある空間計画とし、温かみの感じられる内装デザインや

木質化に配慮すること。

オ ユニバーサルデザイン計画

- ・計画地内や施設内は、極力、段差や壁の突起物を避け、危険がないよう配慮すること。
- ・車いす利用者も利用しやすい施設となるよう、室の形状や机・椅子の配置、動線計画などに 配慮すること。
- ・条例や各種基準を踏まえ、外国人等多様な人が利用することを考慮し、多言語表示やピクトグラム等を用いる等、誰にでも見やすく分かりやすいサイン計画とすること。なお、三原市内の公道上のサイン表示については、平成26年3月に「観光案内サインガイドライン」が作成されているため、参考とすること。
- ・JR三原駅方面から港にアプローチする際に見えやすいよう旅客ターミナル外壁に「三原港」 及び「passenger terminal」の表示を行うこと。

力 構造計画

・構造計画について、港湾ビル(現旅客ターミナル)のボーリング柱状図を参考に構造検討を 行うこと。なお、本敷地の地盤調査結果(速報値)については令和6年9月に提供する予定 であるため、実施設計については、本敷地の地盤データに基づいて設計を行うこと。

キ 環境・設備計画

- ・外壁の素材は、耐久性・耐候性に優れたものとするほか、設備機器の仕様の選定においても、 耐久性やメンテナンス性及び環境負荷低減に配慮した設計とするなど、建物の長寿命化を考 慮した設計とすること。なお、本施設には ZEB Ready の導入を見込んでいる。
- ・各諸室にエアコンを設置する予定であることから、設計においては、配管、配線を計画する こと。

ク 作業計画・仮設計画

・計画敷地内での作業を前提として計画すること。

ケーその他

・建物配置及び、旅客待合室並びに展望スペース等からの眺望を検討するにあたっては、別途発注し、設置される予定の海岸保全施設(胸壁)の位置や高さなどを踏まえて計画すること。(海岸保全施設(胸壁)の概要は別紙11-4を参照)

(4) 施設計画の基本条件【連絡通路】

ア 必要規模

・(1) ア及びイを参考に計画すること。

イ 配置計画

・旅客ターミナルから各歩道橋(渡橋)までの歩行者の動線上に屋根を設置する。

ウ 平面・動線計画

・航路利用者の動線に合わせて計画すること。

工 意匠計画

- ・周辺環境、景観に調和した圧迫感のない外観デザインとし、色彩にも配慮すること。
- ・暴風雨時にも雨に濡れにくいよう配慮した屋根の形状、高さとすること。

オ ユニバーサルデザイン計画

・高齢者や車いす利用者等にも配慮すること。

カ 構造計画

・構造計画について、港湾ビル(現旅客ターミナル)のボーリング柱状図を参考に構造検討を 行うこと。なお、本敷地の地盤調査結果(速報値)については令和6年9月に提供する予定 であるため、実施設計については、本敷地の地盤データに基づいて設計を行うこと。

キ環境・設備計画

・屋根の素材は、耐久性・耐候性に優れたものとするほか、環境負荷低減に配慮した設計とするなど、長寿命化を考慮すること。

ク 作業計画・仮設計画

・計画敷地内での作業を前提として計画すること。

(5) 施設計画の基本条件【駐輪場】

アー必要規模

・(1) ア及びイを参考に計画すること。

イ 配置計画

・自転車及び自動二輪車の駐輪スペースに屋根を設置すること。(配置計画は別紙 10-3 を参照)

ウ 平面・動線計画

・旅客船利用者の利用を想定している。駐輪した利用者が旅客ターミナルや桟橋にアプローチ しやすいよう動線に配慮すること。

工 意匠計画

・利用しやすく、周辺環境、景観に調和した圧迫感のない外観デザインとし、色彩にも配慮すること。

オ ユニバーサルデザイン計画

・高齢者等に配慮した計画とすること。

力 構造計画

- ・シンプルで維持管理しやすい構造とすること。
- ・構造計画について、港湾ビル(現旅客ターミナル)のボーリング柱状図を参考に構造検討を 行うこと。なお、本敷地の地盤調査結果(速報値)については令和6年9月に提供する予定 であるため、実施設計については、本敷地の地盤データに基づいて設計を行うこと。

キ 環境・設備計画

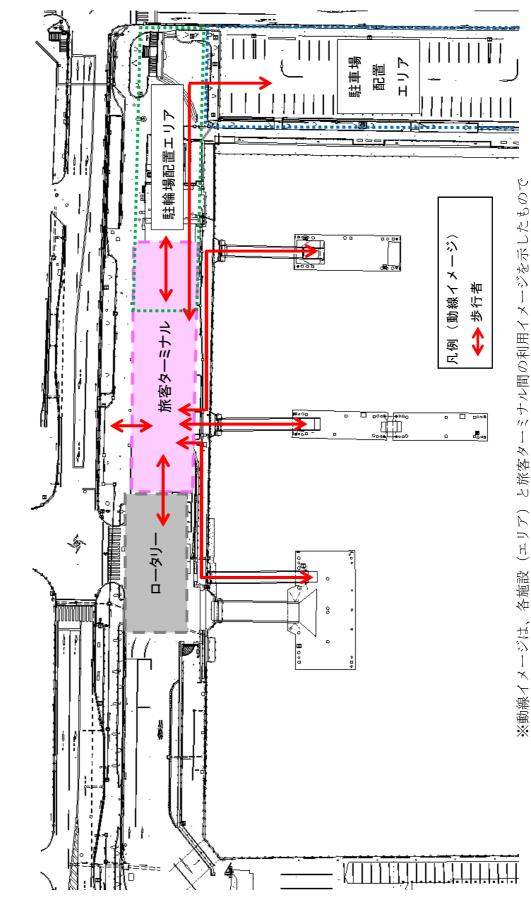
・屋根の素材は、耐久性・耐候性に優れたものとするほか、環境負荷低減に配慮した設計とするなど、長寿命化を考慮すること。

ク 作業計画・仮設計画

・計画敷地内での作業を前提として計画すること。

建設敷地

各施設(エリア)と旅客ターミナルとの利用者の動線イメージ



※劉禄イメーンは、右旭設(ユリノ)と爪各ターミナル同の利用イメーンを示したあり、旅客ターミナルの出入口を示しているものではない。

業務名称: 重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本設計及び実施設計委託

区分		,	委託 範囲	P	勺容				
		- ·	\bigcirc	調査研究企画報告書					
	設	計	0	関連技術資料書					
	資	料	$\overline{\bigcirc}$	各種法令手続きのための技術資料					
			Ö	計画説明書	11773				
			O	仕様計画概要書					
			O	仕上計画表					
			0	面積表及び求積表					
基	設計	総合	○ 敷地案内図						
本			0						
本設計			O						
計	図		$\overline{\bigcirc}$	断面計画図					
	書		$\overline{\bigcirc}$	立面計画図					
			$\overline{\bigcirc}$	矩計図					
				工事日程計画書					
		構	0	構造計画概要書及び仕様概要書					
		造		構造計画図					
		積算		工事費概算書(建設コスト縮減等	(給計資料も含む)				
	区	分	<i>\</i>		の縮尺及び注意事項	重)	参考枚数		
		(共通仕様書	仕様書の指定及び		> 11X3X		
						る事項及び共通仕様	10		
	仁		\circ	特記仕様書	書に準拠しない事		10		
	様					可申請書等に伴う届			
	킅	Ė.	0	手続き		法規手続きの代行等	一式		
)	1 196 6	を含む	12/01/10/10/10/10/11/14	20		
			0		3 1 3				
				n y v		工事名称、工事場			
						所、建物概要(構造、	2		
			\circ	工事概要		規模等)、工事範囲及	2		
						び区分の明記、数量 表(参考)			
				0	別途工事区分表		X(多勺)	1	
				広島県福祉のまちづくり条例と	左記の冬件笔の適	L 用整備状況を一覧表			
	広島県備位のまらつくり条例と 左記の条件等の適用型 ハートビル法整備区分表 に整理すること		川正畑小加で 見衣	1					
実			0	面積表	(-22.7 0 0 0		1		
施				仕上表			1		
設		-		敷地案内図			1		
計		般		配置図			1		
	総	図		平面図	1/ 100		1		
	合					立面図	1/ 100		2
	ш			断面図	1/ 100	必要な場合だけ	2		
						各伏図	1/ 100	必安は勿口にり	2
					1/ 100	 小規模建物は、平			
			\bigcirc	建具位置図	1/ 100	小規模建物は、平 面に併記してよい	1		
			\circ	建具表	1/ 50	記入順序は、積算 要領による	1		
			0	外構図		文字による	1		
							1		
				日影図 矩計図	1 /		2		
		詳	0		1/ 50		2		
		細	0	展開図	1/ 50	詳細図と兼ねてよい 下階から上に追う			
		図	0	平面詳細図	1/ 50	「陌かり上に担り	2		
				部分詳細図	1/ 10~50		4		

区 分			`	一般構造(図面	の縮尺及び注意事	項)	参考枚数				
			\bigcirc	基礎伏図	1/ 100		2				
							0	杭伏図	1/ 100	基礎伏図に併記してよい	2
			0	各階構造伏図	1/ 100		2				
			0	柱リスト	1/ 50		2				
			0	梁リスト	1/ 50		2				
			0	架構図	1/ 100		2				
	抽		\circ	床版リスト、配筋図	1/ 30		2				
	構造		\circ	階段、壁リスト及び雑配筋	1/ 30		2				
	旭		0	地質調査図			1				
		計算書	1 ÷	14:				構造計算のルート			
					⇒ 1				まで行うこと(別紙ル		
<i>,</i> →			\circ	構造計算書		-ト表による)	一式				
実施						重要度係数					
設						I= 1.25 とする					
計			\circ	省エネルギー計算書			一式				
"	内訳書ファイルFD(工事内訳書					`D(工事内訳書)					
			\bigcirc	総合	数量計算書、見積	一式					
	積	算		<i>ነ</i> ካርኦ 🖂	の作成	10					
			建設コスト縮減資料書の作成								
				構造							
	電気設備 を含む 官公署諸手続き(計画通知、消防設計・計画書)等に伴う建築士のチェック					一式					
				*****	び押印を含む	T					
				鳥瞰図	1/ 150 程度		0				
	その)他	\bigcirc	透視図	1/ 150 程度		2				
				模型	1/						
			\bigcirc	仮設計画図			4				

備考欄

1 基本設計

- (1) 着手後、速やかに配置計画図、敷地内動線計画図を作成・提出し、 調査職員の承諾を受けること。
- (2) 上記承諾を受けた後に、平面計画図及び動線計画図、断面計画図、 立面計画図、概算工事費を作成・提出し、調査職員の承諾を受けること。

2 実施設計

(1)基本設計に基づき設計を行うこととし、上記以外に、次の図面(10枚程度)を作成のこと。

工事工程計画図、法規チェック図、サイン配置図及びリスト、 雨水排水計画図(平面図、勾配図、桝リスト)、フェンス等の工作物の図面(詳細 図)等

(2) 部分詳細図は、ディテールを明確に図示すること。

3 その他

- ・材料、仕様などの名称は『公共建築工事標準仕様書(最新版)』に基づき記入すること。
- 1 設計図面の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。
- 2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは、適宜作成する。
- 3 設計図面は、A 2 版- 70 枚程度とする。
- 4 各図面の縮尺については、原則上表によるものとするが、この表によることが適当でない場合、協議の上決定する。
- 5 特記仕様書は、営繕課HPを参照のこと。 (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/235/sekkeiyoushiki.html)
- 6 設計図面は、CADファイルを提出すること(JWW及びPDF形式)

委託範囲及び設計図作成要領(電気設備工事)

No. 1

業務名称: 重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本設計及び実施設計委託

区	分		委託	内 容	備考	参考枚数	
	彭	設		調査研究企画報告書			
	計	<u>.</u>	Ö	関連技術資料			
	資料		\bigcirc	各種法令手続きのための技術資料の作成		1	
基)	E TELEVISION OF THE STATE OF TH			
本			\circ	計画説明書			
設	設 計 (\bigcirc	電気設備計画概要書		-	
計			$\overline{\bigcirc}$	仕様概要書		-	
			Ö	各種技術資料			
			$\overline{\bigcirc}$	工事費概算書及び工事日程計画書(電気設備コスト縮減資料も含む)		•	
	1	ŀ	\bigcirc	共通仕様書 仕様書の指定、一般事項(指定様式に記入)		0.5	
	仕様書			特記仕様書特に指定、指示する事項又は、仕様書により難い事項		0. 5	
)	TABLE ME TO THE TOTAL TO		0.0	
		共	\bigcirc	工事概要・敷地案内図・配置図 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設	解体図含む	1	
		通)	工事区分表			
			\bigcirc	構内配電線路図 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		-	
				配置図		1	
実		Æ	\bigcirc	電灯設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設			
天		電		系統(幹線)図、分電盤(制御盤)回路図		10.5	
				参考姿図(特殊)、平面図 (詳細図)			
	設		\bigcirc	動力設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設			
		力		系統(幹線)図、分電盤(制御盤)回路図		2	
				参考姿図(特殊)、平面図 (詳細図)			
				雷保護設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設			
		設		平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)			
	計	150	0	受変電設備 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設		0.5	
施				平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)、回路図		2. 5	
		/ :!!:	#=	電力貯蔵設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設			
		備		平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)、回路図			
				発電設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設			
				平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)、回路図			
			0	構内通信線路図 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		2	
		\ -		配置図		۷	
		通		構内情報通信網設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		0. 5	
設				系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		0. 5	
	図	図	信	0	構内交換設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		0. 5
				系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		0. 0	
				情報表示設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設			
		•		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)			
			\bigcirc	映像・音響設備 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設		1	
		情		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		1	
		113	\circ	拡声設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		0. 5	
計				系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		0.0	
ΗΙ	面	報	\bigcirc	誘導支援設備 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設		1. 5	
				系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		1. 0	
		設		テレビ共同受信設備 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設	・一般 · BS	1. 5	
		HX		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)	• CS	1. 0	
				テレビ電波障害除去設備・既設・改修・新設・			
		備		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)			
				監視カメラ設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設			
				系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)			

委託範囲及び設計図作成要領(電気設備工事)

ING.									
区 分		委託 範囲	内 容	備考	参考枚数				
		通		駐車場管制設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
		信		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)					
	設	情		防犯・入退室管理設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
		有報		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)					
	⇒ı	設		火災報知設備 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設		1 5			
実	計	備	\circ	系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)		1. 5			
				中央監視制御設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
	図	そ		系統図 、平面図(詳細図)、参考姿図(特殊)					
				昇降機設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
		0)		平面図 (詳細図)、参考姿図(特殊)					
+/-	面			その他 () ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
施		他		(
			\bigcirc	受変電設備 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設					
	⇒	s I		発電設備 ・ 既設 ・ 改修 ・ 新設					
	言	†	\bigcirc	電圧降下 ・ 既設 ・ 改修 〇 新設					
設			O	照度 ・ 既設 ・ 改修 ○ 新設					
臤	舅	氧		ラック幅		一式			
		ŀ		コスト縮減算定書					
	a a	li.		その他 (
	書								
計	積			積算明細書の作成					
				数量算出書(数量集計表、数量計算書、拾い図)	1				
	10	貝		労務工数積算書	1	一式			
	herher.			単価根拠(比較表、単価情報誌、カタログ、見積書[原本])	最新号 (写し可)	一式			
	与	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		複合単価表 (営繕積算システム (Ribc) 内で作成のこと)					
					<u> </u>				
	名	<u>ζ</u>		電波障害					
	利			概算費用、ポイント数電波方向に対するポイント数 (P)	特記なき場合 5 P				
そ	割			PCB調査					
Ø	1	蜇				一式			
V)	名	子		消防届出		-10			
	頛	重	0	省工ネ届出					
他	Ę	£		発電設備届出					
,-	舱								
	5	<u>‡</u>							
備考	欄								
	1		設計	図面は、A- <mark>2</mark> 版とし、枚数は <mark>27 </mark> 枚程度とする。					
	2								
	3								

(http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/235/sekkeiyoushiki.html)

- 設計図の作成は、概ね上記によるものとする。ただし、著しく上記により難い場合は別途協議する。
- 設計図面は、CADファイルを提出すること(JWW及びPDF形式)。
- 設計図の作成にあたっては、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、国土交通省大臣官房庁営繕部 監修)建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、電気設備の技術基準並びに関係法令 に基づき作成すること。

業務名称: 重要港湾尾道糸崎港内港地区三原旅客ターミナル(仮称)新築工事に伴う基本設計及び実施設計委託

区	分	委託 範囲							
基	設計資料	0	調査研究企画報告書 関連技術資料 各種法令手続きのための技術資料の作成				-		
本設計	設計図書	000	計画説明書						
区		分							
	仕様	仕 <mark>○ </mark> 工事仕様書 工事概要				大給	1.0		
	書	0		特記仕様書(特	寺に指定、指示する事項)		1.0		
		\bigcirc	工事区分表				1.0		
		\circ	敷地案内図				0.5		
		\circ	配置図	1/200~1/600			0.5		
実		—	矩計図						
	設	0	配管、ダクト系統図				4.0		
	S.	0	機械器具一覧表		(1) 冷暖房空調工事で特に必要な 1 枚にまとめる。 (2) 主要機器については、構造、 動力、数量、制御方式、設置:	寸法、能力、	4. 0		
施	計	()		1/100 1/200	仕様書を明記する。 原則として各階ごとに原図1枚とり 屋外配管、別途工事等の関係を明確		9. 0		
設	X	0	(1) 厨房は、器具配置・器具表・連絡配管及び 換気ダクト等を原図1~3枚でまとめる。 (2) 空調機械室・ボイラー冷凍機械室等は各階平 面図より別に側・断面を詳細に作成し、主 体工事とのおさまり関係及び取合部分を 明確にする。 (3) 配管・器具等の複雑な箇所を抜き書き する。 (4) ポンプ室・冷凍設備・恒温恒室等の特殊設				2. 0		
	面		動力操作盤		備は、単独に詳細図を作成す (1) 特に電気工事との施工区分を	る。			
		_	自動制御計測図		する。 (2) 自動制御の目的・方法等を空				
計		_	機器・工作物の図	1/30~1/100	標準図によらない機器は概略図等の	の表示			
	計算	()	設計計算				一式		
	積算	()	内訳書ファイルCD (丁事費内訳書)				一式		
	手続	0	計画通知、各種許可	「申請書等設計	に伴う届出書類の作成及び法規手続	もの代行	一式		

備考欄

1. 工事概要

・ ターミナル新築工事に伴う機械設備実施設計。 (事務室・シャワースペース・便所等)

2. 設計方針

- ・現行法規との適合の是非を検討し、設計に反映させること。
- 新設機器は広島県グリーン購入法針に基づいて選定すること。
- ・配置図または衛生設備平面図に屋外配管を併記すること。
- ・ 各居室の用途に応じて、空調設備及び換気設備を適宜設置すること。 また、居室の換気設備は全熱交換機を原則とする。
- ・ 居室の換気設備はすべて24時間換気機能付きにすること。
- トイレは利用者の多様性に配慮して設計すること。
- ・ 給排水設備については所管の上下水道局と事前に協議を行い、その結果を打合せ記録簿に 記載すること。
- ・各種メーターの設置場所(計測場所)については、市と協議・調整を行うこと。

3. 留意事項

- ・ 詳細図が必要な箇所は、可能な限り平面図中に部分拡大図として表現すること。
- ・ 原則として基本設計に沿って設計すること。

その他

- 1. 設計図面の作成は、概ね上表によるものとする。ただし、衛生設備と冷暖房空調設備は原則として、図面を分離して構成する。
- 2. この表によらないもの又は、この表によることが適当でないものは、適宜作成する。
- 3. 設計図面は、A 2 版- 23 枚程度とする。
- 4. 大規模な工事については、別途建築、電気工事との施工区分を明確にするため、工事区分表を作成する。
- 5. 計画通知書に添付を要する、消火設備、浄化槽などの図面を先にまとめる。
- 6. シンボル、記号、排水桝、詳細等は、配管図又は屋外配管図等の空白部に併記する。
- 7. 特記仕様書は、営繕課HPを参照のこと。
 (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/235/sekkeiyoushiki.html)
- 8. 設計図面は、CADファイルを提出すること(JWW及びPDF形式)。

事業計画概要(内港全体(パーク))

旅客ターミナル、連絡通路及び駐輪場以外の内港全体(以下、内港全体(パーク)という。) のデザインについては、次の各種計画を踏まえるとともに、以下を満たすこと。

・三原内港再生実施計画(以下、実施計画という。)

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/miharanaikou.html

• 三原内港再生基本計画

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/30/140807.html

·第2期三原市中心市街地活性化基本計画

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/155059.html

・【参考】三原市都市計画マスタープラン

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/31/master-plan.html

・【参考】円一エリア公共施設再編整備基本計画

https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/8/169523.html

なお、提案されたデザインは、内港全体の基本設計及び実施設計において、港湾施設の構造 上、やむを得ず変更する場合がある。

1 内港全体(パーク)の面積について

別紙11-2を参照すること。

2 参考工事規模

内港全体(パーク) (ロータリー含む) における土木工事及び各種設備工事(既存施設の撤去、整地工事等を含む) の参考工事規模は300百万円程度(税込み) を想定している。

3 緑地、広場の配置について

本特記仕様における緑地及び広場は、港湾法上の緑地及び広場をいい、内港全体(パーク)を、公園機能を備えた緑地(駐車場・駐輪場を含む)とし、イベント開催に対応できる広場を設ける。

緑地、広場等の配置については別紙11-2及び実施計画の第4章第2節及び第3節(実施計画 $15\sim17$ ページ)を参照すること。

4 緑地、広場の施設整備について

(1) 共通

実施計画の第4章第4節(1)施設全体(実施計画18ページ)を参照すること。また、次のとおりとする。

ア 遊歩道

幅員1.8m以上を確保すること。舗装については、機能性だけでなく、全体の景観や意匠 計画との整合性を図ること。また、維持管理性及び経済性を総合的に検討し選定すること。

イ 西物揚場(別紙11-3の存置する施設6)

当該施設は幅員3m程度のコンクリート構造であり、改変することを想定していないが、 全体の景観や意匠計画との整合性を図る必要がある場合は、表面処理程度であれば可能とす る。

(2) 緑地

実施計画の第4章第4節(3)公園機能(実施計画19ページ)を参照すること。

(3) 広場

実施計画の第4章第4節(4)イベント広場機能(実施計画19ページ)を参照すること。 舗装は、アスファルト系又はコンクリート系(公園コンクリート舗装のほか、透水性コンクリート舗装、インターロッキング舗装、平板舗装及び洗い出し舗装を含む)とし、機能性だけでなく全体の景観や意匠計画との整合性を図ること。

5 既存施設の取扱いについて

既存施設の取扱い(存置・撤去)については別紙11-3を参照すること。

なお、別紙11-3に記載の無い既存施設については、存置又は撤去を選択してよいものとする。ただし、可能な限り既存施設を有効活用すること。

6 海岸保全施設(胸壁)について

海岸保全施設(胸壁)については、別紙11-4を参照すること。

7 現況地盤高について

現況地盤高については別紙11-5を参照すること。

8 建築物等について

新たな建築物、モニュメント及び遊具は想定していない。ただし、あずまや、ベンチ及び野 外卓等程度の配置は可能とする。

9 駐車場・駐輪場の規模について

駐車場については、旅客ターミナル及び内港全体(パーク)の利用者のため、約590m2(自動車30台)の整備を見込んでいる。

舗装は、アスファルト系又はコンクリート系(公園コンクリート舗装のほか、透水性コンクリート舗装、インターロッキング舗装、平板舗装及び洗い出し舗装を含む)とし、機能性だけでなく全体の景観や意匠計画との整合性を図ること。

駐輪場については、別紙10-2を参照すること。

10 交通広場(ロータリー等)について

ロータリーについては、別紙10-3のロータリー敷地内を予定しており、別紙11-6を参照すること。

なお、次の機能について、ロータリー敷地付近に確保すること。

- · 送迎用車両待機場(5台分)
- ・思いやり駐車場(1台分)
- ・大型バスの乗降スペース

11 消防艇用桟橋について

消防艇用桟橋(別紙11-3の存置する施設5番)については、大型車(救助工作車)が利用するため、当該車両の道線を確保すること。

なお、当該車両の出入りは、当該桟橋付近の西側から行うものとする。

・ 救助工作車の諸元

長さ:7.78m 幅:2.3m 高さ:3.14m

車両総重量:11,960kg

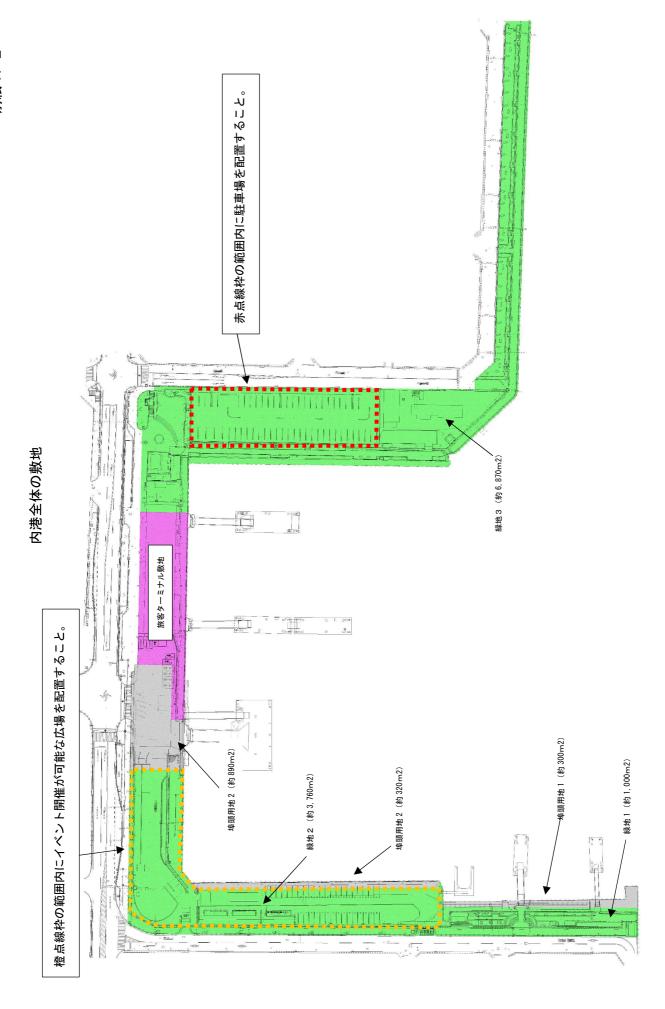
12 内港の景観について

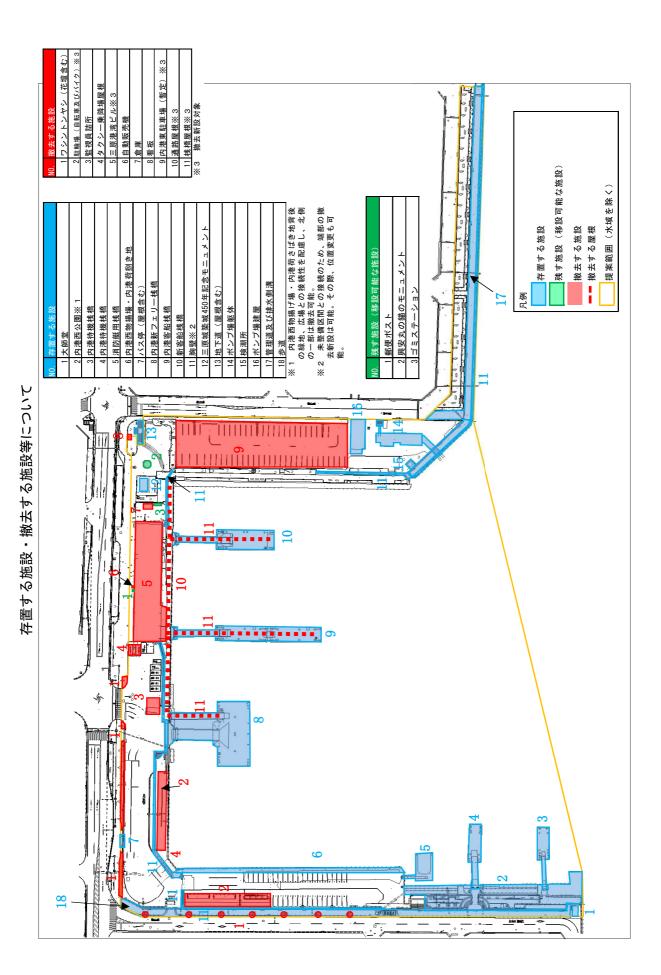
実施計画の第6章(実施計画21ページ)を参照すること。

なお、ポンプ場建屋(別紙11-3の存置する施設16番)については、単色による外壁塗装を可能とする。

13 利用者動線について

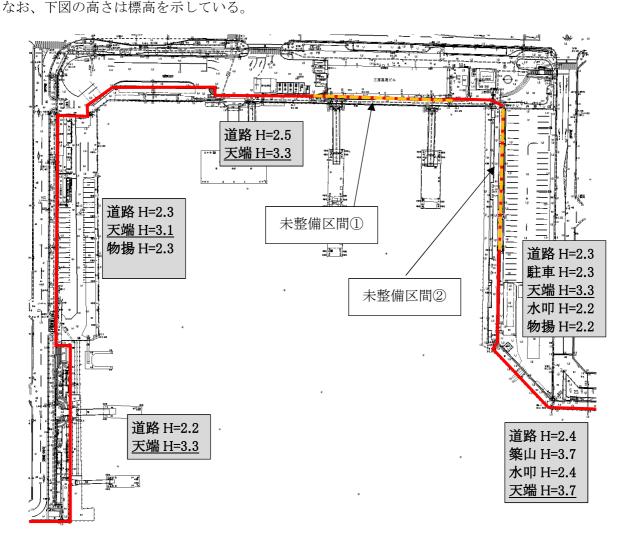
旅客ターミナルなどの周辺施設とのアクセスや、機能配置概念図(実施計画の第4章第2節 (実施計画15ページ)参照)のような港内の回遊及び港と周辺市街地エリアとの回遊を考慮し た利用者動線(幅員1.8m以上の遊歩道)を確保すること。





海岸保全施設(胸壁)について

海岸保全施設の胸壁について、整備区間は赤色実線、未整備区間は黄色破線により、下図に示している。また、内港全体のデザインについては、以下の条件を満たすことを想定している。

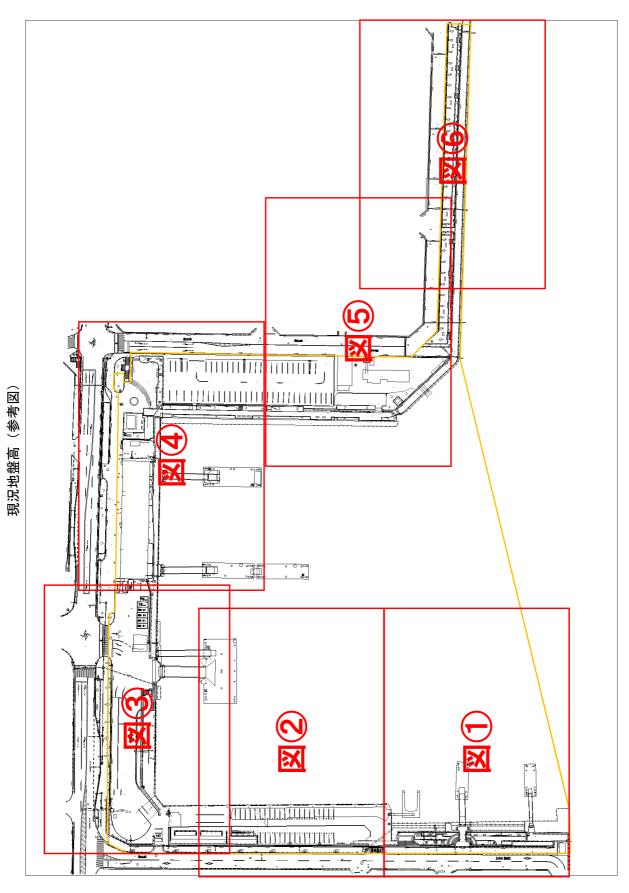


- 1 海岸保全施設の胸壁は、高潮等による浸水被害を防止するための施設であり、天端の必要高さは3.3mである。
- 2 整備区間(赤色実線)については、既存の胸壁を有効に活用すること。ただし、未整備区間と の接続のため、端部を撤去し位置を変更することは可能とする。

また、天端高が3.3m未満の区間について、今後、胸壁が天端高さ3.3mに整備されることを前提にデザインを行うこと。

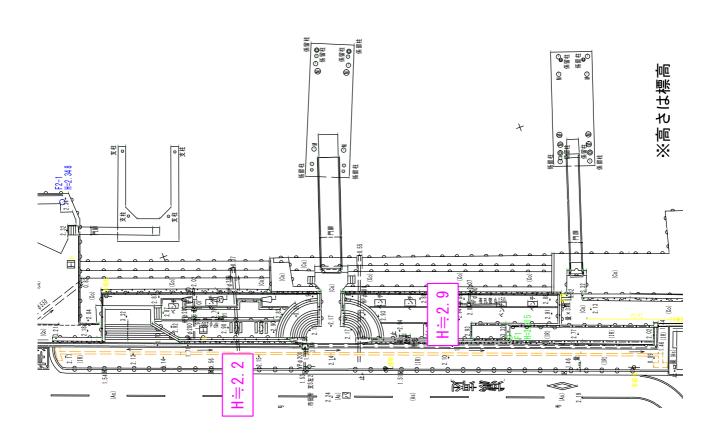
なお、胸壁の天端の必要高さは今後見直しを行う可能性がある。

3 未整備区間(黄色破線)について、今後、胸壁が整備されることを前提にデザインを行うこと。胸壁の位置は、黄色破線を基本とするが、未整備区間①は旅客ターミナル(新設)の前面 (海側)、未整備区間②は駐車場(新設)の前面(海側)であれば変更することも可能とする。 ただし、変更する場合は、周辺施設との位置関係及び動線に配慮すること。





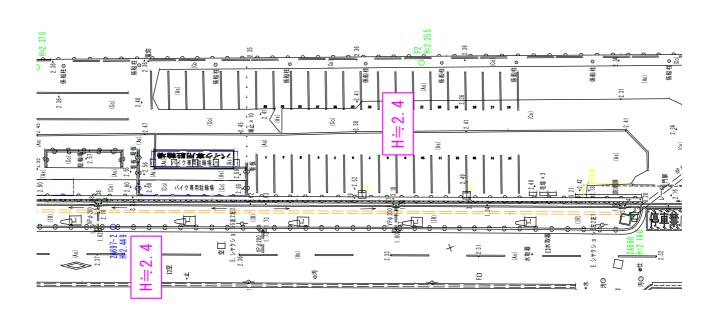


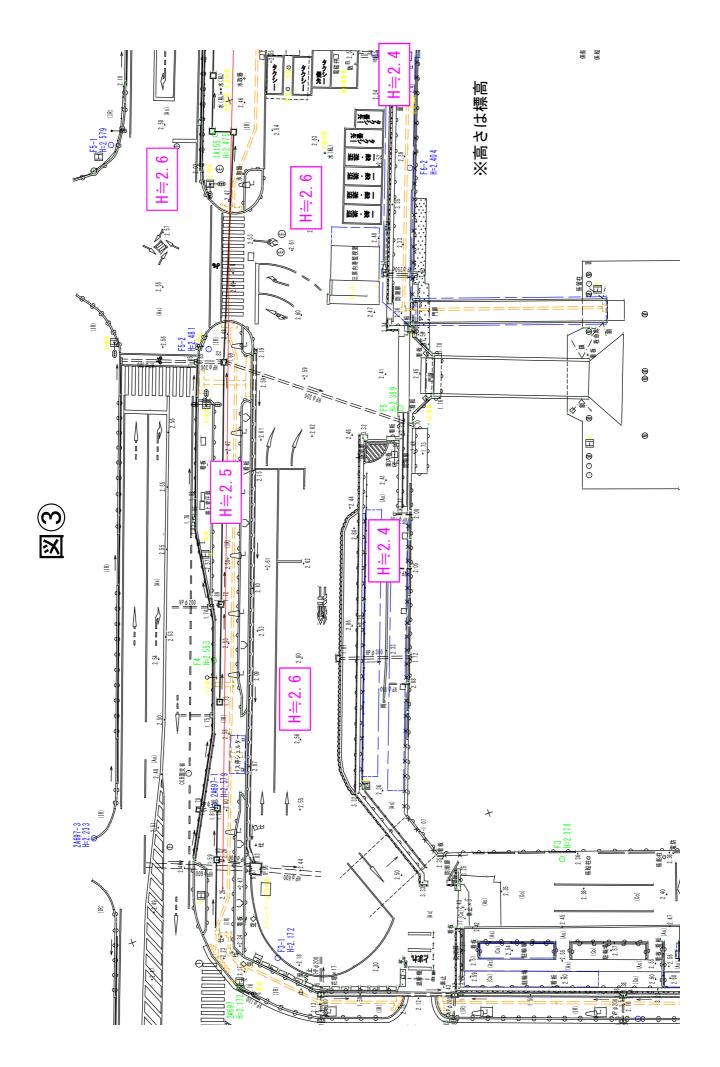


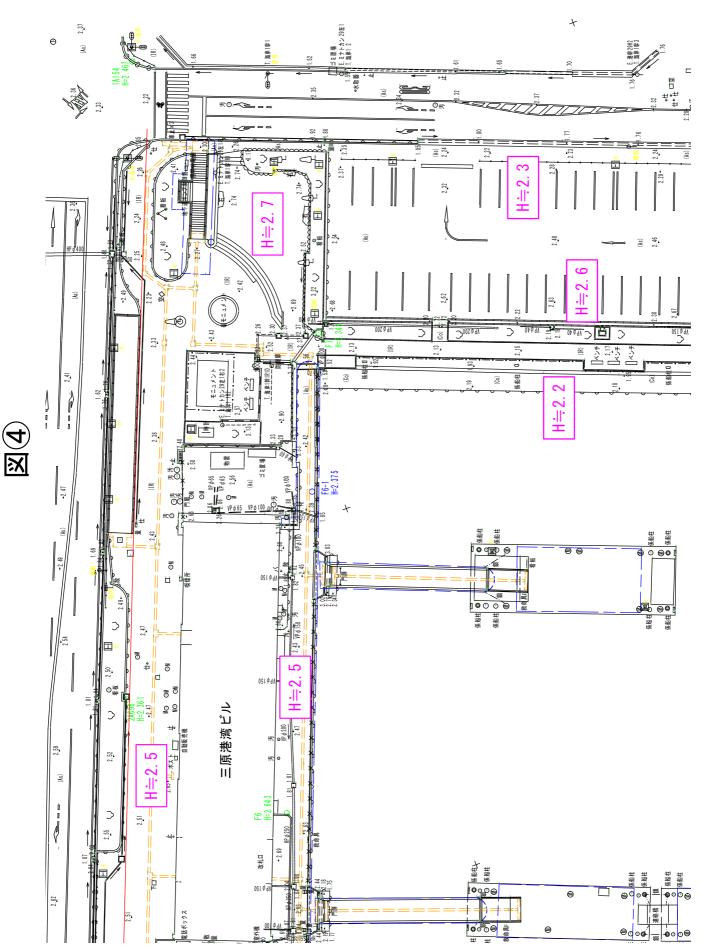
(<u>7</u> (2

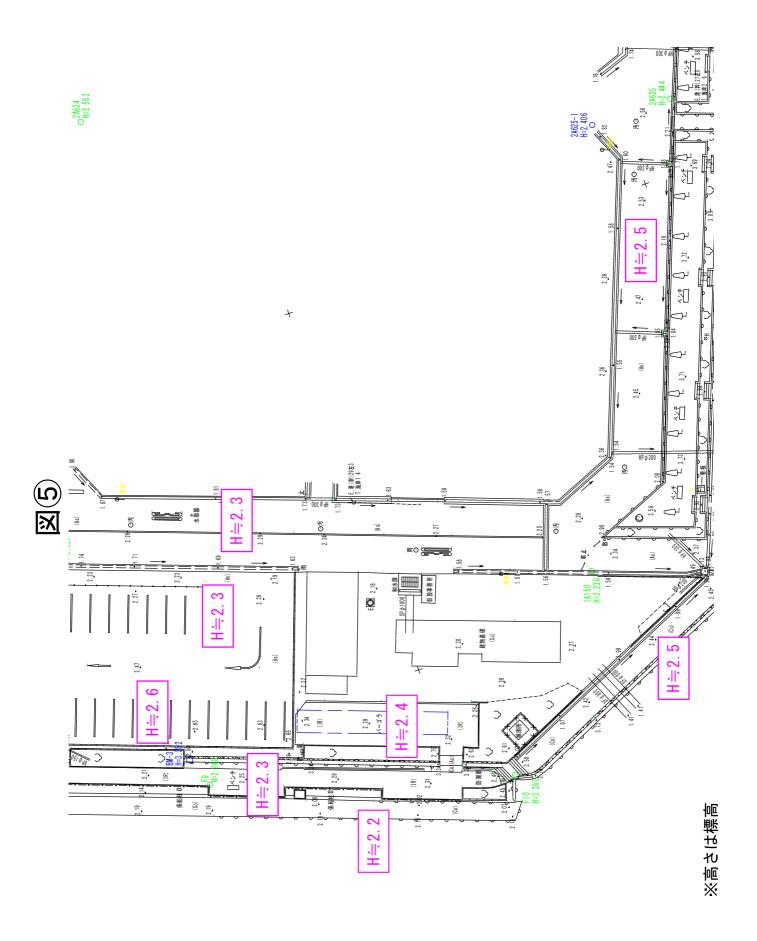
+

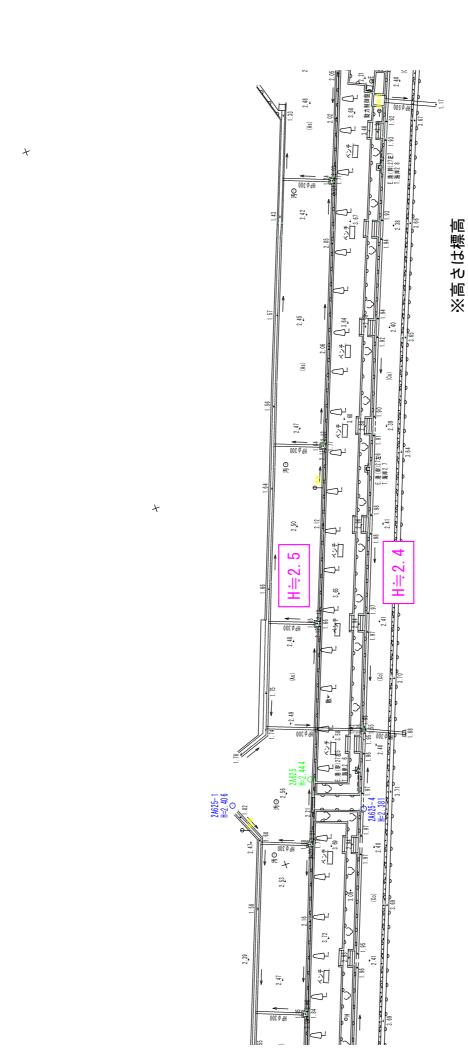
※高さけ補言









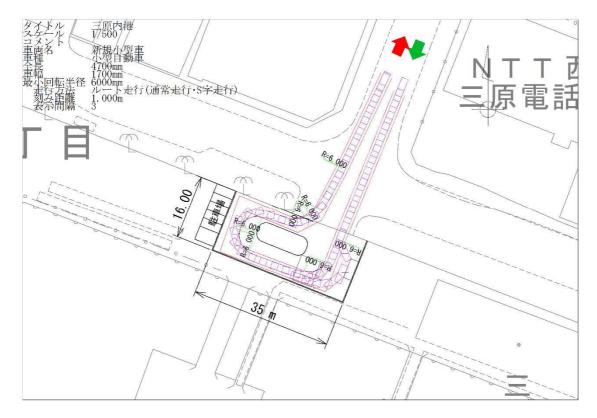


+

ロータリーの計画について

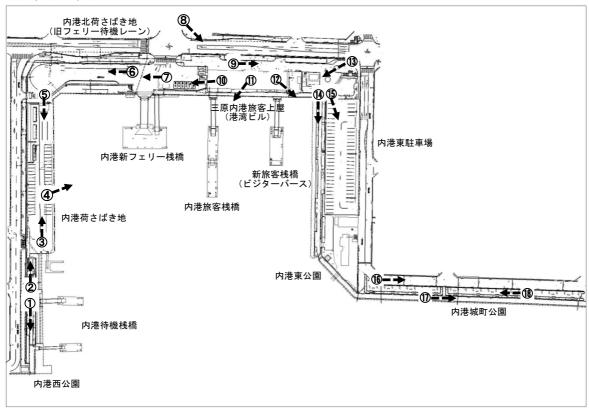
ロータリーにおいては、送迎用車両、タクシー及び緊急車両の回転場として、ペアシティ中央ロードと国道185号交差点に隣接する箇所に計画する。

以下のとおり、軌跡図から必要面積を560m2(=16m×35m)としている。



計画地の現況

(1) 現況配置図



(2) 計画地の現況写真

1



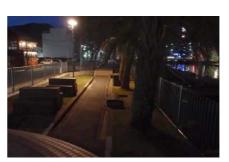
①夜間



2



②夜間



3



4



④夜間



(5)



⑤夜間



6



⑥夜間



7



8



⑧夜間



9



10



⑩夜間



11)



⑪夜間



12



12)夜間



13



13夜間



<u>(14)</u>



迎夜間



15



15夜間



16



16夜間



17)



17)夜間



18

